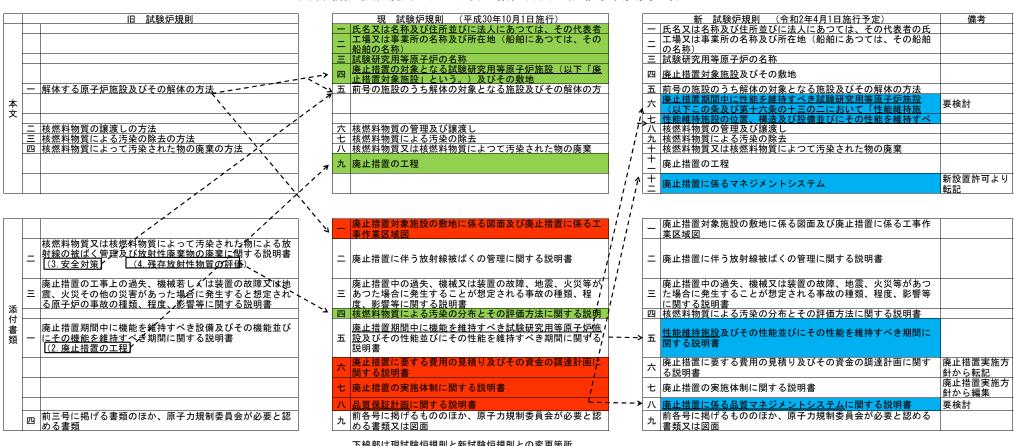
旧、現、新試験炉規則における廃止措置計画の記載事項変更内容について



下線部は現試験炉規則と新試験炉規則との変更箇所

旧試験炉規則から現試験炉規則で構成が変更された事項

旧試験炉規則から現試験炉規則で新規追加された事項

現試験炉規則から新試験炉規則で構成及び内容が変更される事項

変更前	変 更 後	備考
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	
原子力科学研究所	原子力科学研究所	
JRR-4原子炉施設	JRR-4原子炉施設	
に係る廃止措置計画	に係る廃止措置計画	
平成 30 年 9 月	<u>令和2年4月</u>	改定日の変更
平成 30 年 11 月一部補正		
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	

JRR-4原子炉施設に	係る廃止措置計画の変更 (イメージ/抜粋)	
変 更 前	変 更 後	備考
	一 氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名	法令改正に伴う見直
	氏名又は名称 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	L
	住 所 茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1	
	代表者の氏名 理事長 児玉 敏雄	
	二 工場又は事業所の名称及び所在地	法令改正に伴う見直
	<u>名</u> 称 原子力科学研究所	L
	所 在 地 茨城県那珂郡東海村大字白方2番地4	
	三 試験研究用等原子炉の名称	法令改正に伴う見直
	<u>名 </u>	L
	四、皮は世界の長春)とマン野の田砂屋フに护門カイドフの裏は	オクルエ) * M * 日本
1. 解体する 試験研究用等原子炉施設及びその 解体の方法	<u>四 廃止措置の対象となる</u> 試験研究用等原子炉施設及びその <u>敷地</u>	法令改正に伴う見直
1.1 解体する原子炉施設	1. 廃止措置対象施設	
1.1 所件 するが 1 が心段 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の原子力科学研究所では、「核原料物質、核燃料		社会改正に伴る目 直
	は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(昭和32年6月10日法律第	
	166号。以下「原子炉等規制法」という。) に基づき許可(平成27年7月28日付け原規規発	
子炉設置変更許可申請書に記載しているとおり、複数の原子炉施設(IRR-3、IRR-		
4、NSRR等)の設置許可を受けている。	設(JRR-3、JRR-4、NSRR等)の設置許可を受けている。	
本廃止措置計画により廃止措置を申請する原子炉施設は、昭和37年6月26日に原子炉等		
	規制法第 27 条第1項に基づく原子炉施設の設計及び工事の方法の認可を受けて原子炉施設	
を設置したJRR-4原子炉施設である。JRR-4原子炉施設における原子炉設置変更許		
可の経緯を <u>表1</u> に示す。	可の経緯を <u>表4-1に、廃止措置計画認可及び変更の経緯を表4-2</u> に示す。	記載の適正化、廃止措
JRR-4原子炉施設は、付属建家、新燃料貯蔵庫等(新燃料貯蔵庫、RI貯蔵庫及び貯	JRR-4原子炉施設は、付属建家、新燃料貯蔵庫等(新燃料貯蔵庫、RI貯蔵庫及び貯	置計画認可及び変更
**************************************	** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **	p (77 / th. p) \text{ \

|蔵庫前の通路)、原子炉建家(炉室、散乱実験室、ローディングドックA及びローディングド | 蔵庫前の通路)、原子炉建家(炉室、散乱実験室、ローディングドックA及びローディングド | の経緯の追加 ックB)、排風機室、排気筒、実験準備室、純水製造装置室、廃液貯槽室及び冷却塔並びにこ れらの建家内外に設置されている全ての施設・設備に加えて、原子力科学研究所の原子炉施|れらの建家内外に設置されている全ての施設・設備に加えて、原子力科学研究所の原子炉施 設の共通施設である放射性廃棄物の廃棄施設の放射性廃棄物処理場、通信連絡設備、及び放し設の共通施設である放射性廃棄物の廃棄施設の放射性廃棄物処理場、通信連絡設備、及び放 射線管理施設の屋外管理用の主要な設備のうちモニタリングポスト、モニタリングステーシ ョン、中央監視装置、環境放射線観測車及び気象観測設備によって構成されている。IRR 4原子炉施設の廃止措置対象を表2に示す。

これらのうち解体対象施設は、新燃料貯蔵庫等、原子炉建家、排風機室、排気筒、実験準 備室、純水製造装置室、廃液貯槽室及び冷却塔並びにこれらの建家内外に設置されている全 ての施設・設備である。付属建家は、施設・設備を解体撤去するとともに、管理区域解除後、 建家を解体せずに一般施設として活用する。なお、管理区域を有する建家は、付属建家(一 部)、新燃料貯蔵庫等、原子炉建家、排風機室及び廃液貯槽室である。

放射性廃棄物の廃棄施設の放射性廃棄物処理場、通信連絡設備、並びに放射線管理施設の

記載の適正化

4原子炉施設の廃止措置対象を表4-3に示す。

ックB)、排風機室、排気筒、実験準備室、純水製造装置室、廃液貯槽室及び冷却塔並びにこ

射線管理施設の屋外管理用の主要な設備のうちモニタリングポスト、モニタリングステーシ ョン、中央監視装置、環境放射線観測車及び気象観測設備によって構成されている。JRR

これらのうち解体対象施設は、新燃料貯蔵庫等、原子炉建家、排風機室、排気筒、実験準

|備室、純水製造装置室、廃液貯槽室及び冷却塔並びにこれらの建家内外に設置されている全

ての施設・設備である。付属建家は、施設・設備を解体撤去するとともに、管理区域解除後、

建家を解体せずに一般施設として活用する。なお、管理区域を有する建家は、付属建家(一

放射性廃棄物の廃棄施設の放射性廃棄物処理場、通信連絡設備、並びに放射線管理施設の

部)、新燃料貯蔵庫等、原子炉建家、排風機室及び廃液貯槽室である。

変更前

屋外管理用の主要な設備のうちモニタリングポスト、モニタリングステーション、中央監視 | 屋外管理用の主要な設備のうちモニタリングポスト、モニタリングステーション、中央監視 装置、環境放射線観測車及び気象観測設備は、原子力科学研究所の原子炉施設の共通施設で「装置、環境放射線観測車及び気象観測設備は、原子力科学研究所の原子炉施設の共通施設で あることから、廃止措置後に | RR-4原子炉施設としての許可はその効力を失うが、他の | あることから、廃止措置後に | RR-4原子炉施設としての許可はその効力を失うが、他の 原子炉施設の共通施設として引き続き使用するため、解体対象施設とはしない。

JRR-4原子炉施設の鳥瞰図を図1に、解体対象施設を図2に、管理区域の範囲を図3 (1) ~ (3) に示す。

IRR-4原子炉施設は、昭和40年1月に臨界に達した後、同年11月から利用運転を行 を行った。その全運転時間は38,820時間06分であり、総積算出力は79,534MWhとなった。 変更後

備考

原子炉施設の共通施設として引き続き使用するため、解体対象施設とはしない。

JRR−4原子炉施設の鳥瞰図を図4−1に、解体対象施設を図4−2に、管理区域の範 | 記載の適正化

IRR-4原子炉施設は、昭和40年1月に臨界に達した後、同年11月から利用運転を行 い、その後平成10年に燃料濃縮度低減化計画に伴う改造を行い、平成22年12月まで運転 い、その後平成10年に燃料濃縮度低減化計画に伴う改造を行い、平成22年12月まで運転を 行った。その全運転時間は38,820時間06分であり、総積算出力は79,534MWhとなった。

法令改正に伴う追加

2. 廃止措置対象施設の敷地

敷地内には、正門の南東約 450mに IRR-2原子炉施設が設けられ、その周辺には IR R-3原子炉施設(南約200m)及びIRR-4原子炉施設(南約300m)の各施設がある。 また、正門の東約 800mの海岸寄りの位置にNSRR原子炉施設が設けられている。この周 辺にはTCA施設(南約300m)、FCA施設(南約350m)、STACY施設及びTRACY 施設(南約900m)、並びに共通施設としての放射性廃棄物の廃棄施設である放射性廃棄物処 理場(以下「放射性廃棄物処理場」という。)(南約 600m) の各施設がある。NSRR原子 炉施設の北約 1,000mには、第2保管廃棄施設及び使用済燃料貯蔵施設(IRR-3原子炉 附属施設)がある。また、正門の東約250mには、気象観測塔址がある。

主要な原子炉施設から西側敷地境界までの最短距離は、JRR-2原子炉施設が約320m、 JRR-3原子炉施設が約340m、JRR-4原子炉施設が約330m、NSRR原子炉施設が 約580m、STACY施設及びTRACY施設が約480mである。

NSRR原子炉施設の放水口はNSRR原子炉施設の東側海岸にあり、その南方約90mの 海岸にFCA施設及びTCA施設が共用している放水口、さらに南方約 560mの海岸にその 他の原子炉施設の放水口がある。

なお、NSRR原子炉施設の北約 250mには日本原子力発電株式会社の敷地が、正門の北 東約 400mには東京大学大学院工学系研究科原子力専攻の敷地がある。 原子力科学研究所の敷地図を図4-4に示す。

1.2 廃止措置の基本方針

IRR-4原子炉施設の廃止措置における基本方針は、次のとおりである。

- (1) JRR-4原子炉施設の廃止措置は、本廃止措置計画の認可以降、本廃止措置計画に基 (1) JRR-4原子炉施設の廃止措置は、本廃止措置計画の認可以降、本廃止措置計画に基 づき実施する。
- (2) 残存する各施設・設備について、廃止措置の各過程に応じて要求される機能を保安規定 に基づき維持し、廃止措置中の IRR-4原子炉施設の放射線管理、廃棄物管理等を適切 に行う。また、安全対策として汚染の拡大防止対策、被ばく低減対策、事故防止対策等を 講じ、施設の運転期間中に準じた安全確保を図る。
- (3) 未使用燃料は、米国のエネルギー省へ譲り渡す。

3. 廃止措置の基本方針

JRR-4原子炉施設の廃止措置における基本方針は、次のとおりである。

- づき実施する。
- (2) 残存する各施設・設備について、廃止措置の各過程に応じて要求される性能を保安規定 | 法令改正に伴う見直 に基づき維持し、廃止措置中のⅠRR−4原子炉施設の放射線管理、廃棄物管理等を適切 し に行う。また、安全対策として汚染の拡大防止対策、被ばく低減対策、事故防止対策等を 講じ、施設の運転期間中に準じた安全確保を図る。
- (3) 未使用燃料は、米国のエネルギー省へ譲り渡す。

変更前 変 更 後 備考 4. 廃止措置計画の概要 1.3 廃止措置計画の概要 記載の適正化 ⅠRR-4原子炉施設の廃止措置は、第1段階(原子炉の機能停止、燃料体搬出及び維持 IRR-4原子炉施設の廃止措置は、第1段階(原子炉の機能停止、燃料体搬出及び維持 管理の段階)、第2段階(解体撤去段階)の順に2段階に区分して実施する。各段階の概要は、 管理の段階)、第2段階(解体撤去段階)の順に2段階に区分して実施する。各段階の概要は、 次のとおりである。 次のとおりである。 (1) 第1段階(原子炉の機能停止、燃料体搬出及び維持管理の段階)「本廃止措置計画認可後 (1) 第1段階(原子炉の機能停止、燃料体搬出及び維持管理の段階)「本廃止措置計画認可後 ~平成 36 年度まで] ~令和6年度まで] 記載の適正化 本廃止措置計画の認可を得た時点で第1段階とし、第1段階では、原子炉の機能停止措置、 本廃止措置計画の認可を得た時点で第1段階とし、第1段階では、原子炉の機能停止措置、 燃料体搬出及び維持管理を行う。また、管理区域の無い実験準備室を解体する。 燃料体搬出及び維持管理を行う。また、管理区域の無い実験準備室を解体する。 原子炉の機能停止措置として、制御材を挿入した状態での固定及び制御設備の駆動部の撤 原子炉の機能停止措置として、制御材を挿入した状態での固定及び制御設備の駆動部の撤 去を実施する。なお、全ての燃料体が炉心から取り出し済みである。 去を実施する。なお、全ての燃料体が炉心から取り出し済みである。 未使用燃料は、「2.核燃料物質の譲渡しの方法」に基づき、米国へ譲り渡す。現在、未使 未使用燃料は、「2.核燃料物質の譲渡しの方法」に基づき、米国へ譲り渡す。現在、未使 用燃料は新燃料貯蔵庫の燃料貯蔵棚に貯蔵しており、平成36年度までに搬出し、米国へ譲り 用燃料は新燃料貯蔵庫の燃料貯蔵棚に貯蔵しており、令和6年度までに搬出し、米国へ譲り 記載の適正化 渡す。一方、JRR-4の原子炉運転に伴い発生した使用済燃料は、設置許可に基づきJR 渡す。一方、JRR-4の原子炉運転に伴い発生した使用済燃料は、設置許可に基づきJR R-4原子炉施設からIRR-3原子炉施設に搬出済みであり、研究炉技術課長が保安規定 R-4原子炉施設からIRR-3原子炉施設に搬出済みであり、研究炉技術課長が保安規定 (第1編 総則、第2編 放射線管理、第5編 JRR-3の管理)に基づき管理している。 (第1編 総則、第2編 放射線管理、第5編 JRR-3の管理)に基づき管理している。 今後、使用済燃料は、JRR-3原子炉施設から搬出し、米国のエネルギー省へ譲り渡す。 今後、使用済燃料は、JRR-3原子炉施設から搬出し、米国のエネルギー省へ譲り渡す。 第2段階で実施する解体撤去作業及び放射性物質を含む廃棄物の取扱いにおける放射線業 第2段階で実施する解体撤去作業及び放射性物質を含む廃棄物の取扱いにおける放射線業 務従事者の被ばく低減を図るため、施設に残存する放射性物質の放射能を減衰させる。放射 務従事者の被ばく低減を図るため、施設に残存する放射性物質の放射能を減衰させる。放射 能を減衰させる期間は、原子炉停止後約10年(平成33年3月末)以上とし、第1段階では、 能を減衰させる期間は、原子炉停止後約10年(令和3年3月末)以上とし、第1段階では、 記載の適正化 各建家及びそれらの維持管理に必要となる施設・設備について維持管理を行う。 各建家及びそれらの維持管理に必要となる施設・設備について維持管理を行う。 実験準備室の解体工事にかかる着手要件及び完了要件を表3に示す。 実験準備室の解体工事にかかる着手要件及び完了要件を表4-3に示す。 記載の適正化 (2) 第2段階 (解体撤去段階) [平成37年度~平成48年度まで] (2) 第2段階(解体撤去段階) 「合和7年度~合和18年度まで」 記載の適正化 解体撤去工事では、新燃料貯蔵庫等、原子炉建家、排風機室、排気筒、純水製造装置室、 解体撤去工事では、新燃料貯蔵庫等、原子炉建家、排風機室、排気筒、純水製造装置室、 廃液貯槽室及び冷却塔並びにこれらの建家内外に設置されている施設・設備を解体撤去し、 廃液貯槽室及び冷却塔並びにこれらの建家内外に設置されている施設・設備を解体撤去し、 管理区域を有する施設は汚染の状況等を確認し管理区域を解除したうえで建家を解体する。 管理区域を有する施設は汚染の状況等を確認し管理区域を解除したうえで建家を解体する。 付属建家は、施設・設備を解体撤去し、管理区域解除を実施するが、建家の解体は実施しな 付属建家は、施設・設備を解体撤去し、管理区域解除を実施するが、建家の解体は実施しな い。解体後、残存する付属建家及び土地に汚染の無いことを確認する。放射性廃棄物は、放 い。解体後、残存する付属建家及び土地に汚染の無いことを確認する。放射性廃棄物は、放 射性廃棄物処理場へ引き渡す。放射性廃棄物の放射性廃棄物処理場への引き渡しが全て完了 射性廃棄物処理場へ引き渡す。放射性廃棄物の放射性廃棄物処理場への引き渡しが全て完了 することで、 「RR-4原子炉施設の共通施設から放射性廃棄物処理場を解除し、放射性廃 することで、 「RR-4原子炉施設の共通施設から放射性廃棄物処理場を解除し、放射性廃 棄物処理場は、他の原子炉施設の共通施設とする。なお、放射性廃棄物処理場に引き渡した 棄物処理場は、他の原子炉施設の共通施設とする。なお、放射性廃棄物処理場に引き渡した 放射性廃棄物は、放射性廃棄物処理場が管理する。廃止措置を終了した後、原子炉等規制法 放射性廃棄物は、放射性廃棄物処理場が管理する。廃止措置を終了した後、原子炉等規制法 第43条の3の2第3項において準用する同法第12条の6第8項に基づく廃止措置の終了の 第43条の3の2第3項において準用する同法第12条の6第8項に基づく廃止措置の終了の

を受ける。

確認(以下「廃止措置終了確認」という。)を受ける。

なお、第2段階に入るまでに、解体撤去工事の詳細を定めた本廃止措置計画の変更の認可

確認(以下「廃止措置終了確認」という。)を受ける。

を受ける。

なお、第2段階に入るまでに、解体撤去工事の詳細を定めた本廃止措置計画の変更の認可

変更前 変更後 備考 五 解体の対象となる施設及びその解体の方法 法会改正に伴う見直 1. 解体の対象となる施設 法令改正に伴う見直 解体対象施設は、「四 廃止措置の対象となる試験研究用等原子炉施設及びその敷地」に示 すとおり、新燃料貯蔵庫等、原子炉建家、排風機室、排気筒、実験準備室、純水製造装置室、 廃液貯槽室及び冷却塔並びにこれらの建家内外に設置されている全ての施設・設備である。 付属建家は、施設・設備を解体撤去するとともに、管理区域解除後、建家を解体せずに一般 施設として活用する。 1.4 解体の方法 2. 解体の方法 記載の適正化 管理区域を有する付属建家、新燃料貯蔵庫等、原子炉建家、排風機室及び廃液貯槽室の解 管理区域を有する付属建家、新燃料貯蔵庫等、原子炉建家、排風機室及び廃液貯槽室の解 体撤去工事では、はじめに、管理区域内の施設・設備の解体撤去を行う。管理区域内の施設・ 体撤去工事では、はじめに、管理区域内の施設・設備の解体撤去を行う。管理区域内の施設・ 設備の解体撤去作業は、3.1に示す汚染を有する施設・設備の一部を対象として、施設・設 設備の解体撤去作業は、「九、核燃料物質による汚染の除去1、汚染の状況」に示す汚染を有|記載の適正化 備の切断等を実施する。したがって、解体撤去作業を実施するに当たっては、一般公衆及び する施設・設備の一部を対象として、施設・設備の切断等を実施する。したがって、解体撤 放射線業務従事者の被ばく抑制の観点から、3.1 に示す汚染の状況(放射性物質の種類、数 去作業を実施するに当たっては、一般公衆及び放射線業務従事者の被ばく抑制の観点から、 量及び分布並びに汚染物質の発生量)及び解体撤去作業を実施するまでの放射能を減衰させ 「九、核燃料物質による汚染の除去1、汚染の状況」に示す汚染の状況(放射性物質の種類、 記載の適正化 数量及び分布並びに汚染物質の発生量)及び解体撤去作業を実施するまでの放射能を減衰さ るための期間を勘案し、解体撤去作業前の除染方法、解体撤去手順及び工法を選定する。ま た、廃止措置の進捗に応じて、保安規定に基づき、機能を維持すべき設備を維持管理し、廃 せるための期間を勘案し、解体撤去作業前の除染方法、解体撤去手順及び工法を選定する。 法令改正に伴う見直 棄物の保管等に係る安全上必要な措置を講ずる。管理区域内の施設・設備の解体撤去後、汚 また、廃止措置の進捗に応じて、保安規定に基づき、性能を維持すべき設備を維持管理し、 染の状況を確認のうえ、管理区域を順次解除する。その後、新燃料貯蔵庫等、原子炉建家、 廃棄物の保管等に係る安全上必要な措置を講ずる。管理区域内の施設・設備の解体撤去後、 排風機室及び廃液貯槽室は重機等を用いて解体する。付属建家は、管理区域解除のみ実施し、 汚染の状況を確認のうえ、管理区域を順次解除する。その後、新燃料貯蔵庫等、原子炉建家、 建家の解体は実施しない。管理区域の無い純水製造装置室及び冷却塔も重機等を用いて解体 排風機室及び廃液貯槽室は重機等を用いて解体する。付属建家は、管理区域解除のみ実施し、 する。排気筒は、気体廃棄物の廃棄設備の使用終了後に重機等を用いて解体する。これらの 建家の解体は実施しない。管理区域の無い純水製造装置室及び冷却塔も重機等を用いて解体 解体に当たっては、IRR-3原子炉施設等の周辺施設への影響を考慮したうえで実施する。 する。排気筒は、気体廃棄物の廃棄設備の使用終了後に重機等を用いて解体する。これらの 解体後、残存する付属建家及び土地に汚染の無いことを確認する。放射性廃棄物は、放射性 解体に当たっては、JRR-3原子炉施設等の周辺施設への影響を考慮したうえで実施する。 廃棄物処理場へ引き渡す。放射性廃棄物の放射性廃棄物処理場への引き渡しが全て完了する 解体後、残存する付属建家及び土地に汚染の無いことを確認する。放射性廃棄物は、放射性 ことで IRR-4原子炉施設の共通施設から放射性廃棄物処理場を解除し、放射性廃棄物処 廃棄物処理場へ引き渡す。放射性廃棄物の放射性廃棄物処理場への引き渡しが全て完了する 理場は、他の原子炉施設の共通施設とする。なお、放射性廃棄物処理場に引き渡した放射性 ことで IRR-4原子炉施設の共通施設から放射性廃棄物処理場を解除し、放射性廃棄物処 廃棄物は、放射性廃棄物処理場が管理する。解体後、廃止措置を終了してから廃止措置終了 理場は、他の原子炉施設の共通施設とする。なお、放射性廃棄物処理場に引き渡した放射性 確認を受ける。 廃棄物は、放射性廃棄物処理場が管理する。解体後、廃止措置を終了してから廃止措置終了 確認を受ける。 なお、解体撤去作業前の除染方法、解体撤去手順及び工法については、第2段階に入るま なお、解体撤去作業前の除染方法、解体撤去手順及び工法については、第2段階に入るま でに、本廃止措置計画の変更認可申請を行うことにより示すこととする。 でに、本廃止措置計画の変更認可申請を行うことにより示すこととする。

3. 安全対策

廃止措置終了後の状態を図5-1に示す。

廃止措置期間中においては、以下に示す汚染の拡大防止対策、被ばく低減対策、事故防止

廃止措置終了後の状態を図4に示す。

記載の適正化

法令改正に伴う見直

し(添付書類2から移

変 更 前	変更後	備考
	対策、並びに原子炉施設への第三者の不法な接近及び侵入の防止対策を講じるとともに、施	動)
	設の運転期間中に準じた安全確保を図る。	
	3.1 汚染の拡大防止対策	
	汚染の拡大防止対策を含む作業計画を立案し、汚染拡大防止の養生、集塵装置及び高性能	
	フィルタ付局所排気装置の使用等の措置を行い、汚染拡大を防止する。	
	3.2 被ばく低減対策	
	作業に当たっては、ALARA(As Low As Reasonably Achievable)の考え方に基づき、放射	
	線業務従事者及び一般公衆の被ばくの低減に努める。このため、あらかじめ作業環境の放射	
	線モニタリングを実施するとともに、残存放射性物質の量及び放射性廃棄物の発生量を評価	
	し、作業計画の立案に資する。また、作業計画に基づき、適切な遮蔽体の設置、遠隔操作の	
	採用、高性能フィルタ付局所排気装置の使用、並びに防護マスク及び防護衣の着用等により、	
	放射線業務従事者の外部及び内部被ばくを低減する。さらに、気体廃棄物の廃棄設備及び液体、原産性の原産部構な、済風に用いることにより、気体脱れて流体性の対象性が原の控制が	
	体廃棄物の廃棄設備を適切に用いることにより、気体状及び液体状の放射性物質の施設外へのお出さればし、動い魚の地域との低減な図え	
	の放出を抑制し、一般公衆の被ばくの低減を図る。	
	3.3 事故防止対策	
	6.5 事成的工列来 作業に当たっては、あらかじめ事故の誘因となる人為事象及び自然事象に留意して労働災	
	害に対する防止対策を検討し、それに基づいた作業計画を立案し、安全確保に必要な措置を	
	行う。さらに、原則、訓練及び試行・試験を行い、安全対策の徹底を図る。また、その他の	
	一般労働災害防止対策として、停電対策、感電防止対策、墜落・落下防止対策、火災・爆発	
	防止対策、粉塵障害防止対策、閉所作業安全対策及び地震等の自然現象に対する安全対策を	
	検討し、必要な対策を講じる。	
	3.4 原子炉施設への不法な接近及び侵入の防止対策	
	管理区域の出入口において出入管理を行うとともに、適切な施錠管理を行い、第三者の不	
	法な接近及び侵入を防止する。	
	六. 廃止措置期間中に性能を維持すべき試験研究用等原子炉施設	法令改正に伴う見直
		し(添付書類1から移
	廃止措置期間中に性能を維持すべき試験研究用等原子炉施設(以下、性能維持施設という。)	動)
	<u>については、全ての使用済燃料がJRR-4から搬出済であり、JRR-4へ戻すことがな</u>	
	いことを踏まえつつ、原子炉施設外への放射性物質の放出抑制、放射性廃棄物の処理処分及	
	び放射線業務従事者が受ける放射線被ばくの低減といった観点から決定し、保安規定に基づ	
	き、廃止措置の各過程に応じて要求される性能を維持することとする。なお、使用済燃料を	
	冷却する性能及び燃料破損時に放射性物質の環境放出を抑制する機能は不要となる。	

変 更 前	変 更 後	備考
	七.性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能を維持すべき期間	法令改正に伴う見直 し(添付書類1から移
	廃止措置期間中に性能を維持すべき設備及びその性能並びにその性能を維持すべき期間を	
	表7-1に示す。なお、原子力科学研究所の原子炉施設の共通施設である放射性廃棄物の廃	
	棄施設の放射性廃棄物処理場、通信連絡設備、並びに放射線管理施設の屋外管理用の主要な	
	設備のうちモニタリングポスト、モニタリングステーション、中央監視装置、環境放射線観	
	<u>測車及び気象観測設備は、廃止措置中維持管理し、JRR-4の廃止措置終了後も他の原子</u>	
	<u> 炉施設の共通施設として維持管理する。</u>	M. A -1 1 M. 2 - M. I
	また、解体撤去工事を実施するに当たって、専ら廃止措置のために使用する施設又は設備	法令改止に伴り追加
	<u>を導入する場合においては、当該施設又は設備の設計及び工事の方法に関することを第2段</u> 階に入るまでに、本廃止措置計画の変更認可申請を行うことにより示すこととする。	
	<u>時に八つまでに、平廃車相直計画の変更齢性中間を行うことによりかりこととする。</u>	
<u>2.</u> 核燃料物質の譲渡し <u>の方法</u>	<u>八.</u> 核燃料物質の <mark>管理及び</mark> 譲渡し	記載の適正化、法令改正に伴う見直し
2.1 核燃料物質の譲渡しの方針	1. 核燃料物質の譲渡しの方針	記載の適正化
新燃料貯蔵庫の燃料貯蔵棚に貯蔵している未使用燃料は、米国のエネルギー省へ譲り渡す。	新燃料貯蔵庫の燃料貯蔵棚に貯蔵している未使用燃料は、米国のエネルギー省へ譲り渡す。	1044,1762
一方、JRR-4の原子炉運転に伴い発生した使用済燃料は、設置許可に基づきJRR-4	一方、JRR-4の原子炉運転に伴い発生した使用済燃料は、設置許可に基づきJRR-4	
原子炉施設からJRR-3原子炉施設に搬出済みであり、研究炉技術課長が保安規定(第1	原子炉施設からJRR-3原子炉施設に搬出済みであり、研究炉技術課長が保安規定(第1	
編 総則、第2編 放射線管理、第5編 JRR-3の管理)に基づき管理している。今後、	編 総則、第2編 放射線管理、第5編 JRR-3の管理)に基づき管理している。今後、	
使用済燃料は、JRR-3原子炉施設から搬出し、米国のエネルギー省へ譲り渡す。	使用済燃料は、JRR-3原子炉施設から搬出し、米国のエネルギー省へ譲り渡す。	
2.2 核燃料物質の譲渡しのための措置	2. 核燃料物質の譲渡しのための措置	記載の適正化
核燃料物質の米国への譲渡しに当たっては、以下の措置を実施する。	核燃料物質の米国への譲渡しに当たっては、以下の措置を実施する。	10-10-10-10-10-10-10-10-10-10-10-10-10-1
(1) 核燃料物質の存在場所と種類、数量の確認	(1) 核燃料物質の存在場所と種類、数量の確認	
未使用燃料は、JRR-4の新燃料貯蔵庫の燃料貯蔵棚に燃料体13体(U-235量で約3kg)	未使用燃料は、JRR-4の新燃料貯蔵庫の燃料貯蔵棚に燃料体13体(U-235量で約3kg)	
を貯蔵している。燃料材の種類はウランシリコンアルミニウム分散型合金である。 	を貯蔵している。燃料材の種類はウランシリコンアルミニウム分散型合金である。 	
(2) 核燃料物質の貯蔵	(2) 核燃料物質の貯蔵	
未使用燃料は、搬出までの間、新燃料貯蔵庫の燃料貯蔵棚に貯蔵する。	未使用燃料は、搬出までの間、新燃料貯蔵庫の燃料貯蔵棚に貯蔵する。	
(3) 核燃料物質の搬出、輸送	(3) 核燃料物質の搬出、輸送	
	未使用燃料は、専用の輸送容器に収納のうえ、 <mark>令和6年度までに搬出する予定であり、輸</mark>	記載の適正化
送船により米国へ輸送する。未使用燃料の搬出及び輸送に当たっては、関係法令に従った措置を講ずる。	送船により米国へ輸送する。未使用燃料の搬出及び輸送に当たっては、関係法令に従った措置を講ずる。	
巨 ′2	巨 ζ 畔 ງ ′┛。	

未使用燃料の譲渡しは、原子炉等規制法第61条第1項第9号に基づく輸出であり、譲渡し 先は米国のエネルギー省とする。

3. 核燃料物質による汚染の除去の方法

(4) 核燃料物質の譲渡し先の選定

3.1 汚染の状況

施設に残存する汚染は、放射化汚染物質と二次汚染物質に分けられる。

放射化汚染物質は、炉室内に設置されている炉心部、炉心タンク、No. 1プール内の炉心タ ンク内外の施設・設備、No. 1プール及び照射室が、原子炉運転中に中性子照射を受けて放射 化することにより発生する。また、過去に炉心を No. 1 プールから No. 2 プールへ移動して原 子炉運転を実施した実績があることから、No. 2プールも放射化汚染物質が発生している可能 性がある。

二次汚染物質は、炉心部、炉心タンク、No. 1プール内の炉心タンク内外の施設・設備、No. 1プール、No. 2プール内の施設・設備、No. 2プール、原子炉冷却系統施設の1次冷却設備 のうち1次冷却系、精製系及び排水系、並びに放射性廃棄物の廃棄施設の液体廃棄物廃棄設 備の廃液貯槽等において、放射性腐食生成物等が施設・設備の表面に付着することにより発 生する。また、No. 1プール内に設置している、実験利用設備の中性子ビーム設備の重水タン ク及び重水タンクに関連する系統(以下「重水タンク等」という。)では、重水の抜き取り作 業は終了(抜き取った重水は、JRR-3〜搬出)しているが、一部の重水が残存しており、 重水中に含まれる H-3 により二次汚染物質が発生している。なお、昭和 44 年に燃料破損が1 回発生しているが、発生後速やかに当該燃料を取り出し、プール水を全量排水するとともに プール全体を除染した。その後、燃料破損による核種は検出されなかったことから、燃料破 損による残存汚染はない。

汚染の状況の評価結果は、次のとおりである。ここでは本廃止措置計画の認可申請の近傍 時期となる原子炉停止後約4年(平成27年3月末)経過時及び、原子炉停止後約10年(平 成33年3月末)経過時を評価時期とする。なお、第2段階の開始時期である平成37年度は、 守的となる。主な施設の推定汚染分布を図5に示す。

3.1.1 放射化汚染物質

原子炉停止後約4年(平成27年3月末)経過時の放射化汚染物質の推定放射能量は2.5× 10¹³ Ba、主要な放射性核種は H-3、Fe-55、Co-60 等である。また、放射能量が大きい機器は 放射性物質を含む廃棄物の取扱いにおける放射線業務従事者の被ばく低減のため、時間減衰 による放射能の低減を図る。時間減衰による放射能の低減を図るための期間は、原子炉停止 後約 10 年(平成 33 年 3 月末)以上とする。原子炉停止後約 10 年(平成 33 年 3 月末)経過 時の放射化汚染物質の推定放射能量は 1.4×10¹³ Bg となり、主要な放射性核種は H-3、Ni-63、

(4) 核燃料物質の譲渡し先の選定

未使用燃料の譲渡しは、原子炉等規制法第61条第1項第9号に基づく輸出であり、譲渡し 先は米国のエネルギー省とする。

変 更 後

九. 核燃料物質による汚染の除去

1. 汚染の状況

施設に残存する汚染は、放射化汚染物質と二次汚染物質に分けられる。

放射化汚染物質は、炉室内に設置されている炉心部、炉心タンク、No. 1プール内の炉心タ ンク内外の施設・設備、No. 1プール及び照射室が、原子炉運転中に中性子照射を受けて放射 化することにより発生する。また、過去に炉心を No. 1プールから No. 2プールへ移動して原 子炉運転を実施した実績があることから、No. 2プールも放射化汚染物質が発生している可能 性がある。

二次汚染物質は、炉心部、炉心タンク、No. 1プール内の炉心タンク内外の施設・設備、No. 1プール、No. 2プール内の施設・設備、No. 2プール、原子炉冷却系統施設の1次冷却設備 のうち1次冷却系、精製系及び排水系、並びに放射性廃棄物の廃棄施設の液体廃棄物廃棄設 備の廃液貯槽等において、放射性腐食生成物等が施設・設備の表面に付着することにより発 生する。また、No. 1 プール内に設置している、実験利用設備の中性子ビーム設備の重水タン ク及び重水タンクに関連する系統(以下「重水タンク等」という。)では、重水の抜き取り作 業は終了(抜き取った重水は、JRR-3〜搬出)しているが、一部の重水が残存しており、 重水中に含まれる H-3 により二次汚染物質が発生している。なお、昭和 44 年に燃料破損が 1 回発生しているが、発生後速やかに当該燃料を取り出し、プール水を全量排水するとともに プール全体を除染した。その後、燃料破損による核種は検出されなかったことから、燃料破 損による残存汚染はない。

汚染の状況の評価結果は、次のとおりである。ここでは本廃止措置計画の認可申請の近傍 |時期となる原子炉停止後約4年(平成27年3月末)経過時及び、原子炉停止後約10年(☆│記載の適正化 和3年3月末)経過時を評価時期とする。なお、第2段階の開始時期である令和7年度は、 原子炉停止後約10年(平成33年3月末)に対してより減衰していることから評価結果は保 | 原子炉停止後約10年(令和3年3月末)に対してより減衰していることから評価結果は保守 | 記載の適正化 的となる。主な施設の推定汚染分布を図9-1に示す。

1.1 放射化汚染物質

原子炉停止後約4年(平成27年3月末)経過時の放射化汚染物質の推定放射能量は2.5× 10¹³ Ba、主要な放射性核種は H-3、Fe-55、Co-60 等である。また、放射能量が大きい機器は 制御材、反射材、ビーム実験要素等である。これらの放射化汚染物質は、解体撤去作業及び|制御材、反射材、ビーム実験要素等である。これらの放射化汚染物質は、解体撤去作業及び 放射性物質を含む廃棄物の取扱いにおける放射線業務従事者の被ばく低減のため、時間減衰 による放射能の低減を図る。時間減衰による放射能の低減を図るための期間は、原子炉停止 |後約 10 年(<mark>令和3年</mark>3月末)以上とする。原子炉停止後約 10 年(<mark>令和3年</mark>3月末)経過時 │ 記載の適正化 の放射化汚染物質の推定放射能量は 1.4×10¹³ Bq となり、主要な放射性核種は H-3、Ni-63、

記載の適正化

備考

記載の適正化

記載の適正化

Co-60 等である。なお、放射化汚染物質の総重量は約655 t である。

3.1.2 二次汚染物質

原子炉停止後約4年(平成27年3月末)経過時の二次汚染物質の推定放射能量は、放射性 腐食生成物等による施設・設備の二次汚染では 2.7×107Bq、主要放射性核種は Co-60 であり、 また、重水タンク等の内部の二次汚染では $6.4 \times 10^{10} \text{Bg}$ 、放射性核種はH-3 である。これらの 二次汚染物質についても、放射化汚染物質と同様に、時間減衰による放射能の低減を図る。 時間減衰による放射能の低減を図るための期間は、原子炉停止後約10年(平成33年3月末) 以上とする。原子炉停止後約10年(平成33年3月末)経過時の二次汚染物質の推定放射能 量は、放射性腐食生成物等による施設・設備の二次汚染では 1.3×10⁷Bq であり、重水タンク 等の内部の二次汚染では 4.6×10^{10} Bg である。なお、二次汚染物質の総重量は、約 111 t であ る。

3.2 汚染の除去の方法

放射化汚染物質については、時間減衰による放射能の低減を図るとともに、放射化汚染を 牛じている施設・設備の放射化汚染を牛じている部分を取り除くための切断、又は放射化汚 染を生じている施設・設備全体の解体撤去により、汚染の除去を行う。

二次汚染物質については、時間減衰による放射能の低減を図るとともに、可能な限り、洗 浄、拭き取り等により汚染の除去を行う。

汚染の除去に当たっては、3.1 に示した汚染の状況の評価結果を勘案し、汚染の除去の方 法及び被ばく低減対策等の安全管理上の措置を検討したうえで実施する。

なお、汚染の除去の方法に係る詳細事項については、第2段階に入るまでに、本廃止措置 計画の変更認可申請を行うことにより示すこととする。

4. 核燃料物質によって汚染された物の廃棄の方法

核燃料物質によって汚染された物(放射性気体廃棄物、放射性液体廃棄物及び放射性固体 廃棄物)の廃棄の方法は、以下のとおりである。

4.1 放射性気体廃棄物

廃止措置の第1段階中に発生する放射性気体廃棄物は、施設の運転段階における原子炉停 止時の発生量と同程度であり、従来の廃棄の方法と同様、気体廃棄物の廃棄施設の高性能フ ィルタでろ過した後、排気ダストモニタにより、放射性物質の濃度が「核原料物質又は核燃 料物質の精錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」(平成27年8 月 31 日原子力規制委員会告示第八号。以下「線量告示」という。) に定める排気中の濃度限 度以下であることを連続監視しながら、排気筒から放出する。図6に気体廃棄物の廃棄設備 の系統図を示す。

廃止措置の第2段階中に発生する放射性気体廃棄物は、主として、切断対象としている放

変 更 後 Co-60 等である。なお、放射化汚染物質の総重量は約655 t である。

1.2 二次汚染物質

原子炉停止後約4年(平成27年3月末)経過時の二次汚染物質の推定放射能量は、放射性 腐食生成物等による施設・設備の二次汚染では 2.7×107Bg、主要放射性核種は Co-60 であり、 また、重水タンク等の内部の二次汚染では $6.4 \times 10^{10} \text{Bq}$ 、放射性核種はH--3 である。これらの 二次汚染物質についても、放射化汚染物質と同様に、時間減衰による放射能の低減を図る。 時間減衰による放射能の低減を図るための期間は、原子炉停止後約10年(令和3年3月末) 記載の適正化 以上とする。原子炉停止後約10年(令和3年3月末)経過時の二次汚染物質の推定放射能量 記載の適正化 は、放射性腐食生成物等による施設・設備の二次汚染では 1.3×10⁷Bq であり、重水タンク等 の内部の二次汚染では 4.6×10^{10} Ba である。なお、二次汚染物質の総重量は、約 111 t である。

2. 汚染の除去の方法

放射化汚染物質については、時間減衰による放射能の低減を図るとともに、放射化汚染を 牛じている施設・設備の放射化汚染を牛じている部分を取り除くための切断、又は放射化汚 染を生じている施設・設備全体の解体撤去により、汚染の除去を行う。

二次汚染物質については、時間減衰による放射能の低減を図るとともに、可能な限り、洗 浄、拭き取り等により汚染の除去を行う。

汚染の除去に当たっては、「九. 核燃料物質による汚染の除去1. 汚染の状況」に示した汚 | 記載の適正化 染の状況の評価結果を勘案し、汚染の除去の方法及び被ばく低減対策等の安全管理上の措置 を検討したうえで実施する。

なお、汚染の除去の方法に係る詳細事項については、第2段階に入るまでに、本廃止措置 計画の変更認可申請を行うことにより示すこととする。

十. 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄

核燃料物質によって汚染された物(放射性気体廃棄物、放射性液体廃棄物及び放射性固体し 廃棄物)の廃棄の方法は、以下のとおりである。

1. 放射性気体廃棄物

廃止措置の第1段階中に発生する放射性気体廃棄物は、施設の運転段階における原子炉停 止時の発生量と同程度であり、従来の廃棄の方法と同様、気体廃棄物の廃棄施設の高性能フ ィルタでろ過した後、排気ダストモニタにより、放射性物質の濃度が「核原料物質又は核燃 料物質の精錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」(平成27年8 月31日原子力規制委員会告示第八号。以下「線量告示」という。) に定める排気中の濃度限 | 度以下であることを連続監視しながら、排気筒から放出する。図 10-1 に気体廃棄物の廃棄 | 記載の適正化 設備の系統図を示す。

廃止措置の第2段階中に発生する放射性気体廃棄物は、主として、切断対象としている放

記載の適正化

備考

記載の適正化

法令改正に伴う見直

あるが、従来の廃棄の方法と同様、気体廃棄物の廃棄施設の高性能フィルタでろ過した後、

排気ダストモニタにより、放射性物質の濃度が線量告示に定める排気中の濃度限度以下であ

射化汚染物のうち、炉心タンク、実験設備及びプールライニングの切断に伴う放射性物質が「射化汚染物のうち、炉心タンク、実験設備及びプールライニングの切断に伴う放射性物質が あるが、従来の廃棄の方法と同様、気体廃棄物の廃棄施設の高性能フィルタでろ過した後、 | 排気ダストモニタにより、放射性物質の濃度が線量告示に定める排気中の濃度限度以下であ ることを連続監視しながら、排気筒から放出する。

変 更 後

4.2 放射性液体廃棄物

ることを連続監視しながら、排気筒から放出する。

廃止措置の第1段階中に発生する放射性液体廃棄物は、主として手洗水であり、施設の運 転段階における原子炉停止時の発生量と同程度である。

放射性液体廃棄物は、従来の廃棄の方法と同様、液体廃棄物の廃棄設備の廃液貯槽に一時 貯留し、放射性物質の濃度を確認し、線量告示に定める排水中の濃度限度以下のものについ ては原子力科学研究所の一般排水溝へ排出する。廃液貯槽に一時貯留したもののうち排水中 の濃度限度を超えるものについては、原子力科学研究所の放射性廃棄物処理場へ搬出し処理 する。図7に液体廃棄物の廃棄設備の系統図を示す。

廃止措置の第2段階中に発生する放射性液体廃棄物は、主としてコンクリートの湿式切断 に伴う廃液、実験利用設備の中性子ビーム設備の重水タンクを洗浄した洗浄水があるが、従 来の廃棄の方法と同様、液体廃棄物の廃棄設備の廃液貯槽に一時貯留し、放射性物質の濃度 を確認し、線量告示に定める排水中の濃度限度以下のものについては原子力科学研究所の一 般排水溝へ排出する。廃液貯槽に一時貯留したもののうち排水中の濃度限度を超えるものに ついては、原子力科学研究所の放射性廃棄物処理場へ搬出し処理する。

4.3 放射性固体廃棄物

廃止措置の第1段階の期間中は、廃止措置に係る解体撤去工事を実施しないが、施設の維 持管理に伴う固体廃棄物(以下「維持管理付随廃棄物」という。)が発生する。

廃止措置の第1段階の期間中に発生する維持管理付随廃棄物は、運転段階に発生する廃棄 科学研究所の放射性廃棄物処理場に搬出するまでの間保管する。保管に当たっては、維持管 理付随廃棄物の収納容器及び測定等の管理を保安規定等に定め、安全上必要な措置を講じた うえで適切に管理する。

廃止措置の第2段階の期間中は、施設・設備の解体撤去によって発生する金属、コンクリ ート等(以下「解体撤去廃棄物」という。)及び解体撤去工事に伴う付随物等(以下「解体撤 去付随廃棄物」という。)が発生する。また、廃止措置の第2段階の期間中においても、残存 している施設・設備の維持管理を実施するため、維持管理付随廃棄物が発生する。

廃止措置の第2段階の期間中に発生する維持管理付随廃棄物は、運転段階に発生する廃棄 物と同等の発生量となる。維持管理付随廃棄物は、原子炉建家内の廃棄物保管場所で原子力 科学研究所の放射性廃棄物処理場に搬出するまでの間保管する。保管に当たっては、維持管 理付随廃棄物の収納容器及び測定等の管理を保安規定等に定め、安全上必要な措置を講じた うえで適切に管理する。

廃止措置の第2段階の期間中に発生する解体撤去廃棄物のうち、放射能量が大きい制御材、

2. 放射性液体廃棄物

廃止措置の第1段階中に発生する放射性液体廃棄物は、主として手洗水であり、施設の運 転段階における原子炉停止時の発生量と同程度である。

放射性液体廃棄物は、従来の廃棄の方法と同様、液体廃棄物の廃棄設備の廃液貯槽に一時 貯留し、放射性物質の濃度を確認し、線量告示に定める排水中の濃度限度以下のものについ ては原子力科学研究所の一般排水溝へ排出する。廃液貯槽に一時貯留したもののうち排水中 の濃度限度を超えるものについては、原子力科学研究所の放射性廃棄物処理場へ搬出し処理 する。図10-2に液体廃棄物の廃棄設備の系統図を示す。

廃止措置の第2段階中に発生する放射性液体廃棄物は、主としてコンクリートの湿式切断 に伴う廃液、実験利用設備の中性子ビーム設備の重水タンクを洗浄した洗浄水があるが、従 来の廃棄の方法と同様、液体廃棄物の廃棄設備の廃液貯槽に一時貯留し、放射性物質の濃度 を確認し、線量告示に定める排水中の濃度限度以下のものについては原子力科学研究所の一 般排水溝へ排出する。廃液貯槽に一時貯留したもののうち排水中の濃度限度を超えるものに ついては、原子力科学研究所の放射性廃棄物処理場へ搬出し処理する。

3. 放射性固体廃棄物

廃止措置の第1段階の期間中は、廃止措置に係る解体撤去工事を実施しないが、施設の維 持管理に伴う固体廃棄物(以下「維持管理付随廃棄物」という。)が発生する。

廃止措置の第1段階の期間中に発生する維持管理付随廃棄物は、運転段階に発生する廃棄 物と同等の発生量となる。維持管理付随廃棄物は、原子炉建家内の廃棄物保管場所で原子力|物と同等の発生量となる。維持管理付随廃棄物は、原子炉建家内の廃棄物保管場所で原子力 科学研究所の放射性廃棄物処理場に搬出するまでの間保管する。保管に当たっては、維持管 | 理付随廃棄物の収納容器及び測定等の管理を保安規定等に定め、安全上必要な措置を講じた うえで適切に管理する。

> 廃止措置の第2段階の期間中は、施設・設備の解体撤去によって発生する金属、コンクリ ート等(以下「解体撤去廃棄物」という。)及び解体撤去工事に伴う付随物等(以下「解体撤 去付随廃棄物」という。)が発生する。また、廃止措置の第2段階の期間中においても、残存 している施設・設備の維持管理を実施するため、維持管理付随廃棄物が発生する。

> 廃止措置の第2段階の期間中に発生する維持管理付随廃棄物は、運転段階に発生する廃棄 物と同等の発生量となる。維持管理付随廃棄物は、原子炉建家内の廃棄物保管場所で原子力 科学研究所の放射性廃棄物処理場に搬出するまでの間保管する。保管に当たっては、維持管 | 理付随廃棄物の収納容器及び測定等の管理を保安規定等に定め、安全上必要な措置を講じた うえで適切に管理する。

廃止措置の第2段階の期間中に発生する解体撤去廃棄物のうち、放射能量が大きい制御材

記載の適正化

備考

記載の適正化

反射材、格子板、炉心タンク振れ止め用脚(以下「制御材等」という。)は、原則としてプー | 反射材、格子板、炉心タンク振れ止め用脚(以下「制御材等」という。)は、原則としてプー ル内に保管し、プールから取出し後は速やかに原子力科学研究所の放射性廃棄物処理場へ搬 出する。それ以外の解体撤去廃棄物は、炉室、散乱実験室、付属建家、廃液貯槽室及び排風 機室に保管する。ただし、放射化汚染物質は炉室及び散乱実験室のみとする。保管に当たっ ては、解体撤去廃棄物の収納容器及び測定等の管理を保安規定等に定め、安全上必要な措置 を講じたうえで適切に管理する。

廃止措置の第2段階で発生する解体撤去付随廃棄物は、原子炉建家内の廃棄物保管場所で 原子力科学研究所の放射性廃棄物処理場に搬出するまでの間保管する。保管に当たっては、 解体撤去付随廃棄物の収納容器及び測定等の管理を保安規定等に定め、安全上必要な措置を 講じたうえで適切に管理する。

固体廃棄物のうち、放射性物質として扱う必要のあるものは、放射性物質による汚染の程 度により区分を行い、原子力科学研究所の放射性廃棄物処理場へ搬出し、処理した後、保管 廃棄施設で保管廃棄する。その際、保管廃棄施設の保管廃棄容量を超えることがないように、 解体撤去工事計画の管理を行う。また、その発生から保管等の各段階の取扱いにおいて、飛 散、汚染の拡大及び放射線による被ばくを適切に防止できるように措置する。なお、原子炉 等規制法第61条の2に基づく放射能濃度についての確認を受け、放射性物質として扱う必要 がない物として認められた物は、再利用又は産業廃棄物として処理処分を行う等、放射性固 体廃棄物の低減を図る。

変 更 後

ル内に保管し、プールから取出し後は速やかに原子力科学研究所の放射性廃棄物処理場へ搬 出する。それ以外の解体撤去廃棄物は、炉室、散乱実験室、付属建家、廃液貯槽室及び排風 機室に保管する。ただし、放射化汚染物質は炉室及び散乱実験室のみとする。なお、「添付書」法令改正に伴う見直 類二 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書」の1.2.2(4)一般公衆の被ばくの 評価結果から、作業性を考慮し、放射化汚染物質については1㎡容器で16個(ドラム缶80個) までとし、二次汚染物質のみについては、1㎡容器で16個(ドラム缶80個)までとする。保 管に当たっては、解体撤去廃棄物の収納容器及び測定等の管理を保安規定等に定め、安全上 必要な措置を講じたうえで適切に管理する。

廃止措置の第2段階で発生する解体撤去付随廃棄物は、原子炉建家内の廃棄物保管場所で 原子力科学研究所の放射性廃棄物処理場に搬出するまでの間保管する。保管に当たっては、 解体撤去付随廃棄物の収納容器及び測定等の管理を保安規定等に定め、安全上必要な措置を 講じたうえで適切に管理する。

固体廃棄物のうち、放射性物質として扱う必要のあるものは、放射性物質による汚染の程 度により区分を行い、原子力科学研究所の放射性廃棄物処理場へ搬出し、処理した後、保管 廃棄施設で保管廃棄する。その際、保管廃棄施設の保管廃棄容量を超えることがないように、 解体撤去工事計画の管理を行う。また、その発生から保管等の各段階の取扱いにおいて、飛 散、汚染の拡大及び放射線による被ばくを適切に防止できるように措置する。なお、原子炉 等規制法第61条の2に基づく放射能濃度についての確認を受け、放射性物質として扱う必要 がない物として認められた物は、再利用又は産業廃棄物として処理処分を行う等、放射性固 体廃棄物の低減を図る。

廃止措置の第2段階(解体撤去段階)の解体撤去作業において発生する放射性固体廃棄物 │ 法令改正に伴う見直 及び放射性物質として扱う必要がない物の推定発生量を表10-1に、放射能レベル区分の適 用基準を表 10-2 に示す。

し(添付2から移動)

法令改正に伴う見直

し (添付1から移動)

十一. 廃止措置の工程

廃止措置全体工程表を表 11-1 に示す。各工程の概要は、以下のとおりである。

(1) 第1段階(原子炉の機能停止、燃料体搬出及び維持管理の段階)

第1段階では、原子炉の機能停止措置、燃料体搬出及び維持管理を行う。また、実験準備 室を解体する。

原子炉の機能停止措置として、制御材を挿入した状態での固定及び制御設備の駆動部の撤 去を実施する。

未使用燃料は、米国へ譲り渡す。現在、未使用燃料は新燃料貯蔵庫の燃料貯蔵棚に貯蔵し ており、令和6年度までに搬出し、米国へ譲り渡す。

第2段階で実施する解体撤去作業及び放射性物質を含む廃棄物の取扱いにおける放射線業 務従事者の被ばく低減を図るため、施設に残存する放射性物質の放射能を減衰させる。放射 能を減衰させる期間は、原子炉停止後約10年(令和3年3月末)以上とし、第1段階では、

備考

し(添付2から移動)

変更前	変更後	備考
	各建家及びそれらの維持管理に必要となる施設・設備について維持管理を行う。	
	また、解体撤去で発生する廃棄物の取扱いに関する事前評価のため、試料採取及び分析を	
	<u>行う。</u>	
	(2) 第2段階(解体撤去段階)	
	解体撤去工事は、以下の工程で行う。	
	1) 炉心部 (制御材等) 及び炉心タンクの撤去	
	2) 付属建家内、新燃料貯蔵庫等内及び原子炉建家内の施設・設備(No. 1 プール及び No.	
	2プールを含む。放射性廃棄物の廃棄施設及び性能を維持すべき放射線管理施設を除	
	<u>く。)の解体撤去又は除染</u>	
	3) 付属建家、新燃料貯蔵庫等及び原子炉建家の放射性廃棄物の廃棄施設等(放射線管理施	
	設のうち、解体撤去対象の放射性廃棄物の廃棄施設に設置されており同時に解体撤去す	
	るものを含む。)の解体撤去又は除染	
	4) 付属建家、新燃料貯蔵庫等及び原子炉建家の管理区域解除	
	5) 廃液貯槽室内の施設・設備の解体撤去又は除染	
	- 6)廃液貯槽室の管理区域解除	
	7)排風機室内の施設・設備の解体撤去又は除染	
	8)排風機室の管理区域解除	
	9) 新燃料貯蔵庫等、原子炉建家、廃液貯槽室、排風機室、排気筒、純水製造装置室及び冷	
	<u> </u>	
	なお、付属建家については、管理区域解除後、建家を解体せずに一般施設として活用する。	
	付属建家の管理区域は、医療照射等の実験利用に関する分析を実施してきたホット実験室、	
	汚染検査室及び更衣室であるが、これらの管理区域については、記録から汚染の履歴が無い	
	ことを確認している。	
	十二. 廃止措置に係るマネジメントシステム	法令改正に伴うマネ
	<u>廃止措置については、以下に示す品質マネジメントシステムに基づき実施する。</u>	ジメントシステムの
	試験研究用等原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する	追加
	事項について、機構は、次の品質管理体制の計画(以下「品質管理計画」という。)に定める	
	要求事項に従って、保安活動の計画、実施、評価及び改善を行う。	
	1. 目的	
	1. 日的	
	則」に基づき、原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制を品質マネジメ	
	ントシステムとして構築し、原子力の安全を確保する。	
	<u>マーマハノ ぬこして情味し、所1月の女王を確体する。</u>	
	2. 適用範囲	
	本品質管理計画の第4章から第8章は、原子炉施設において実施する保安活動に適用する。	

表1 【RR-4原子炉施設における原子炉設置変更許可の経緯

20 諸文科科第 2058 号 使用済燃料の処分の方法の変更

許可年月日 許可番号 備考 昭和 43 年 9 月 18 日 原子炉設置に関する書類提出 昭和 47 年 1 月 25 日 第 9840 号 燃料体濃縮度の変更 47 原 昭和49年5月8日 49 原 第 4308 号 熱出力の増加 昭和51年8月24日 使用済燃料の処分の方法の変更 51 安(原規)第 78 号 昭和63年8月31日 63 安(原規)第 373 号 JRR-4使用済燃料の貯蔵に 係る記載の変更 平成3年6月21日 3安(原規)第 343号 使用済燃料の貯蔵及び処分の方 法に係る記載の変更 低濃縮燃料要素の使用及び原子 平成8年9月19日 8 安(原規)第 384 号 炉施設の整備

平成 21 年 3 月 11 日

変更前

変 更 後 表4-1 JRR-4原子炉施設における原子炉設置変更許可の経緯

許可年月日	許可番号	備考
昭和43年9月18日	_	原子炉設置に関する書類提出
昭和47年1月25日	47 原 第 9840 号	燃料体濃縮度の変更
昭和49年5月8日	49 原 第 4308 号	熱出力の増加
昭和51年8月24日	51 安(原規)第 78 号	使用済燃料の処分の方法の変更
昭和63年8月31日	63 安(原規)第 373 号	JRR-4使用済燃料の貯蔵に
		係る記載の変更
平成3年6月21日	3安(原規)第 343号	使用済燃料の貯蔵及び処分の方
		法に係る記載の変更
平成8年9月19日	8安(原規)第 384号	低濃縮燃料要素の使用及び原子
		炉施設の整備
平成 21 年 3 月 11 日	20 諸文科科第 2058 号	使用済燃料の処分の方法の変更

表4-2 廃止措置計画認可及び変更認可の経緯

認可年月日	認可番号	<u>備 考</u>
平成29年6月7日	原規規発第 1706077 号	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する規制に関する規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第43条の3の2第2項の規定に基づく廃止措置計画の認可
平成 30 年 12 月 25 日	原規規発第 1812253 号	未使用燃料搬出期限を変更した。また、現第2段階を新第1 改階に統合するとともに終了時期を明確にした。 非管理区域である実験準備室の解体を新第1段階に変更した。

廃止措置計画認可及 び変更の経緯の追加

備考

	変更前		変 更 後					
表 2	JRR-4原子炉施設の廃止措置対象(1/2)			表4-	3 JRR-4原子炉施設の廃止措置対象(1/2)		記載の適正化	
建家 解体 対象	施設・設備	解体撤去 対象	建家	解体 対象	施設・設備	解体撤去 対象		
付属建家 ×*1	・給気設備(空気調和機) ・非常用電源設備(ディーゼル発電機、無停電電源装置)	0	付属建家	×*1	・給気設備(空気調和機) ・非常用電源設備(ディーゼル発電機、無停電電源装置)	0		
新燃料 貯蔵庫等*2	・燃料貯蔵棚	0	新燃料 貯蔵庫等*2	0	・燃料貯蔵棚	0		
	・炉心タンク	0			・炉心タンク	0		
	・炉心ブリッジ	0			・炉心ブリッジ	0		
	・反射体要素	0			・反射体要素	0		
	• No. 1プール	0			·No. 1プール	0		
	• 自動液面調整弁	0			・自動液面調整弁	0		
	・燃料貯蔵棚	0			・燃料貯蔵棚	0		
	• 燃料一時貯蔵棚	0			・燃料一時貯蔵棚	0		
	• 使用済燃料貯蔵器	0			・使用済燃料貯蔵器	0		
	• No. 2プール	0			・No. 2プール	0		
	・1次冷却設備(主循環ポンプ、熱交換器、主要弁、主	0			・1次冷却設備(主循環ポンプ、熱交換器、主要弁、主	0		
	冷却管・弁、サイフォンブレーク弁)				冷却管・弁、サイフォンブレーク弁)			
	・精製系(1次冷却水精製系、プール水精製系)	0			・精製系(1次冷却水精製系、プール水精製系)	0		
	・排水系(炉室地下ピット排水系、プールオーバーフロ	0			・排水系(炉室地下ピット排水系、プールオーバーフロ	0		
原子炉建家*3	一系、プール排水系)		原子炉建家*3	0	一系、プール排水系)			
	・安全保護回路(原子炉停止回路、安全スイッチ、その	0			・安全保護回路(原子炉停止回路、安全スイッチ、その	0		
	他の主要な安全保護回路 (燃料事故モニタ))				他の主要な安全保護回路(燃料事故モニタ))			
	警報回路	0			・警報回路	0		
	・インターロック回路	0			・インターロック回路	0		
	・制御設備(制御棒、制御棒駆動装置)	0			・制御設備(制御棒、制御棒駆動装置)	0		
	• 非常用制御設備	0			・非常用制御設備			
	• 中性子計測設備	0			・中性子計測設備	0		
	• 冷却系計測制御設備	0			・冷却系計測制御設備	0		
	・反応度制御設備	0			・反応度制御設備	0		
	・プロセス放射線監視設備	0			・プロセス放射線監視設備	0		
	・気体廃棄物の廃棄設備(通常排気設備(排気第5系統)、	0			・気体廃棄物の廃棄設備(通常排気設備(排気第5系統)、	0		
	非常用排気設備(排気第5系統))				非常用排気設備(排気第5系統))			
	簡易照射筒	0			簡易照射筒	0		

	変更前変更後						備考	
	表 2	JRR-4原子炉施設の廃止措置対象(2/2)			表4-	3 JRR-4原子炉施設の廃止措置対象(2/2)		記載の適正化
建家	解体 対象	施設・設備	解体撤去 対象	建家	解体 対象	施設・設備	解体撤去 対象	
		・気送管照射設備	0			• 気送管照射設備	0	
		・プール(実験設備)	0			・プール (実験設備)	0	
■フルマ本 <i>中*</i> 3		・中性子ビーム設備	0	■ フ に 本 ウ*3		・中性子ビーム設備	0	
原子炉建家* ³	0	・散乱実験設備	0	原子炉建家*3	0	・散乱実験設備	0	
		・屋内管理用モニタリング設備	0			・屋内管理用モニタリング設備	0	
		・屋外管理用モニタリング設備	0			・屋外管理用モニタリング設備	0	
排風機室	0	・気体廃棄物の廃棄設備(通常排気設備(排気第2系 統、排気第3系統、排気第4系統))	0	排風機室	0	・気体廃棄物の廃棄設備(通常排気設備(排気第2系 統、排気第3系統、排気第4系統))	0	
排気筒	0	_	_	排気筒	0	_	_	
実験準備室	0	_	_	実験準備室	0	_	_	
A.E. 1. (4511) 445		・純水製造装置	0	A.F. 1. (1911) 440		• 純水製造装置	0	
純水製造	\circ	・純水貯槽	0	純水製造		• 純水貯槽	0	
装置室		・給水ポンプ・給水管	0	装置室		・給水ポンプ・給水管	0	
廃液貯槽室	0	・液体廃棄物の廃棄設備(廃液貯槽)	0	廃液貯槽室	0	・液体廃棄物の廃棄設備(廃液貯槽)	0	
冷却塔	0	・2次冷却設備(循環ポンプ、主配管・弁)	0	冷却塔	0	・2次冷却設備(循環ポンプ、主配管・弁)	0	
1 管理区域解除の	みを実施			*1 管理区域解除の	つみを実施			
2 新燃料貯蔵庫等	章:新燃料	貯蔵庫、RI貯蔵庫、貯蔵庫前の通路		*2 新燃料貯蔵庫	等:新燃料	貯蔵庫、RI貯蔵庫、貯蔵庫前の通路		
3 原子炉建家:炉	室、散乱	実験室、ローディングドックA、ローディングドックB		*3 原子炉建家:	戸室、散乱	実験室、ローディングドックA、ローディングドックB		
E) 原子力科学研	究所の原	子炉施設の共通施設である放射性廃棄物の廃棄施設の放射性廃棄物処	D理場、通信連	注) 原子力科学研	「究所の原	子炉施設の共通施設である放射性廃棄物の廃棄施設の放射性廃棄物	処理場、通信連	
R設備、並びに放	射線管理加	 を設の屋外管理用の主要な設備のうちモニタリングポスト、モニタリ	リングステーシ	絡設備、並びに放	射線管理	を設の屋外管理用の主要な設備のうちモニタリングポスト、モニタ	リングステーシ	
ン、中央監視装	置、環境点	放射線観測車及び気象観測設備は解体対象施設とはしない。		ョン、中央監視装	置、環境	牧射線観測車及び気象観測設備は解体対象施設とはしない。		
				1				1

籢

変

変 更 前

表 $\frac{4-3}{}$ 第1段階(原子炉の機能停止、燃料体搬出及び維持管理の段階)中に実施する工事等に係る着手要件及び完了要件

工事件名	場所	対象建家	対象施設・	着手要件	工事概要	安全確保対策	完了要件
			設備				
実験準備	実験準備	実験準備	_	使用が終了	・重機、工具等を	・粉じん等の発生のお	実験準備室
室の解体	室	室		しているこ	用いた分解・取	それがある場合は、	の解体が完
				と。	外し、熱的切断、	粉じん等の拡散防止	了している
					機械的切断等の	措置を講じる。	こと。
					工法により、気	・火気使用作業前に	
					中での切断・破	は、周辺に可燃物が	
					砕を行う。	ないことを確認し、	
						防炎シート等を用い	
						て養生を行う。	

表 $_{3}$ 第1段階(原子炉の機能停止、燃料体搬出及び維持管理の段階)中に実施する工事等に係る着手要件及び完了要件

工事件名	場所	対象建家	対象施設・	着手要件	工事概要	安全確保対策	完了要件
			設備				
実験準備	実験準備	実験準備	_	使用が終了	・重機、工具等を	・粉じん等の発生のお	実験準備室
室の解体	室	室		しているこ	用いた分解・取	それがある場合は、	の解体が完
				と。	外し、熱的切断、	粉じん等の拡散防止	了している
					機械的切断等の	措置を講じる。	こと。
					工法により、気	・火気使用作業前に	
					中での切断・破	は、周辺に可燃物が	
					砕を行う。	ないことを確認し、	
						防炎シート等を用い	
						て養生を行う。	

33

34

※ 運

備 考 法令改正に伴う見直 し(添付1から移動、 法令改正に伴う変更)

表7-1 廃止措置期間中に性能を維持すべき設備及びその性能並びにその性能を維持すべき期間

(1/3)

					(1/3)
施設区分	設備等の区分	構成品目	維持すべき機能	性能	維持すべき期間
原子炉本体	No. 1 プール	No.1プール	プール水を維持す る機能	既許認可どおり	プール内の放射化汚染 物を解体撤去し、プー ル水を排水するまで
核燃料物質	燃料貯蔵棚	燃料貯蔵棚	未臨界維持機能	既許認可どおり	未使用燃料の譲渡しの ためのJRR-4から の搬出まで
貯蔵施設	No. 2プール	No.2プール	プール水を維持す る機能	既許認可どおり	プール内の放射化汚染 物を解体撤去し、プー ル水を排水するまで
	主冷却管・弁	主冷却管・弁 (一式)	プール水を維持す る機能	既許認可どおり	プール内の放射化汚染物を解体撤去し、プー
原子炉冷却	プール水精製 系	プール水精製系ポンプ、 樹脂塔(2基)	プール水の水質を 維持する機能	既許認可どおり	ル水を排水するまで
NAMOUREX	炉室地下ピッ ト排水系	炉室地下ピット排水系 ポンプ (2基)	排水機能	既許認可どおり	炉室地下ピットにおけ る廃液の受入及び排水 を終了するまで
原子炉格納施設	原子炉建家	炉室、散乱実験室、 ローディングドック A 、 ローディングドック B	放射性物質の漏え い防止のための障 壁及び放射線遮蔽 体としての機能	既許認可どおり	建家の管理区域を解除するまで

表 $\underline{1-1}$ 廃止措置期間中に機能を維持すべき設備及びその機能並びにその機能を維持すべき期間

(1/3)

施設区分	設備等の区分	構成品目	維持すべき機能	維持すべき期間
原子炉本体	No.1プール	No.1プール	プール水を維持する 機能	プール内の放射化汚染 物を解体撤去し、プール 水を排水するまで
<u>↓力↓64年(1,44元年)</u> 中央主宰4七元元。	燃料貯蔵棚	燃料貯蔵棚	未臨界維持機能	未使用燃料の譲渡しの ためのJRR-4から の搬出まで
核燃料物質貯蔵施設	No.2プール	No.2プール	プール水を維持する 機能	プール内の放射化汚染 物を解体撤去し、プール 水を排水するまで
	主冷却管・弁	主冷却管・弁 (一式)	プール水を維持する 機能	プール内の放射化汚染物を解体撤去し、プール
原子炉冷却系統施設	プール水精製系	プール水精製系ポンプ、 樹脂塔(2基)	プール水の水質を維 持する機能	水を排水するまで
	炉室地下ピット排水系	炉室地下ピット排水系ポン プ(2基)	排水機能	炉室地下ピットにおけ る廃液の受入及び排水 を終了するまで
原子炉格納施設	原子炉建家	炉室、散乱実験室、 ローディングドック A 、 ローディングドック B	放射性物質の漏えい 防止のための障壁及 び放射線遮蔽体とし ての機能	建家の管理区域を解除するまで

変 更 前

35

変 更 後

備 考 法令改正に伴う見直 し(添付1から移動、 法令改正に伴う変更)

表 $\frac{7-1}{2}$ (つづき) 廃止措置期間中に性能を維持すべき設備及びその性能並びにその性能を維持すべき期間

(2/3)

施設区分	設備等の区分	構成品目	維持すべき機能	性能	維持すべき期間
		排気第2系統 排風機、フィルタユニット			気体廃棄物の廃棄対 象となる施設の除染 が終了するまで
		排気第3系統 排風機、フィルタユニット			気体廃棄物の廃棄対 象となる施設の除染 が終了するまで
放射性廃棄物 の廃棄施設	気体廃棄物の 廃棄設備 -	排気第4系統 排風機、フィルタユニット	気体廃棄物の処 理機能 	既許認可どおり	気体廃棄物の廃棄対 象となる施設の除染 が終了するまで
		排気第5系統 排風機 (2基)、フィルタ ユニット (非常用排気設備 に係るフィルタユニット を除く。)			気体廃棄物の廃棄対 象となる施設の除染 が終了するまで
	液体廃棄物の 廃棄設備	廃液貯槽(2基)	液体廃棄物の貯 留機能	既許認可どおり	廃液貯槽における液 体廃棄物の受入及び 排出が終了するまで

表 $\underline{1-1}$ (つづき) 廃止措置期間中に機能を維持すべき設備及びその機能並びにその機能を維持すべき期間

(2/3)

施設区分	設備等の区分	構成品目	維持すべき機能	維持すべき期間
		排気第2系統 排風機、フィルタユニット		気体廃棄物の廃棄対 象となる施設の除染 が終了するまで
		排気第3系統 排風機、フィルタユニット		気体廃棄物の廃棄対 象となる施設の除染 が終了するまで
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	排気第4系統 排風機、フィルタユニット	気体廃棄物の処理機 能	気体廃棄物の廃棄対 象となる施設の除染 が終了するまで
		排気第5系統 排風機 (2基)、フィルタユニット (非常用排気設備に 係るフィルタユニットを除 く。)		気体廃棄物の廃棄対 象となる施設の除染 が終了するまで
	液体廃棄物の廃棄設備	廃液貯槽(2基)	液体廃棄物の貯留機 能	廃液貯槽における液 体廃棄物の受入及び 排出が終了するまで

変 更 前

36

籢

変

表 $\frac{7-1}{}$ (つづき) 廃止措置期間中に性能を維持すべき設備及びその性能並びにその性能を維持すべき期間

(3/3)

施設区分	設備等の区分	構成品目	維持すべき機能	性能	維持すべき期間
放射線管理施設	屋内管理用モニタリング設備	室内ダストモニタ、 ガンマ線エリアモニタ (3台)*、 放射線サーベイ設備	 放射線モニタと しての機能	既許認可どおり	管理対象の建家 の管理区域を解 除するまで
	屋外管理用 モニタリング設備	排気ダストモニタ	C C 07/100,815		気体廃棄設備の 使用を終了する まで

* :制御室γ、照射室γ、冷却機器室γ

表 $\underline{1-1}$ (つづき) 廃止措置期間中に機能を維持すべき設備及びその機能並びにその機能を維持すべき期間

(3/3)

施設区分	設備等の区分	構成品目	維持すべき機能	維持すべき期間
放射線管理施設	屋内管理用 モニタリング設備	室内ダストモニタ、 ガンマ線エリアモニタ (3台)*、 放射線サーベイ設備	放射線モニタとしての機能	管理対象の建家の管 理区域を解除するま で
	屋外管理用 モニタリング設備	排気ダストモニタ	V У 1/ж НС	気体廃棄設備の使用 を終了するまで

* :制御室 γ 、照射室 γ 、冷却機器室 γ

変 更 前

変

	放射能レベル区分*1	極類	材質	重量	(t)*2
	Habbah Habbah Habbah Albah Albah	炉心タンク振れ止め用脚の	金属	0.002	
14.	比較的放射能レベルが高 い物**(余裕深度処分相当)		コンクリート	_	0. 002*4
1	い物"(宗俗床度処分相当)	案内カラー等	その他	_]
ベル放射性廃棄物	ALABAM AND		金属	2	
	放射能レベルが低い物*3 (ピット処分相当)	制御材、反射材、格子板等	コンクリート		3*4
	(ピット処分相当)		その他	1	
	Haller and the second	dura medi era la constanti del	金属	307	
9	放射能レベルが極めて低いない。	ビーム実験要素、重水タンク、プール 壁の一部のコンクリート等	コンクリート	1086	1400*4
	い物*3(トレンチ処分相当)	壁の一部のコングリート等	その他	7	
a.c	0.1 10.46.66 1 1 10.3	of a 86 or 40 + 86 + - 1 + 4 + 1	金属	862	
	射性物質として扱う	プール壁の一部を除くコンクリート、	コンクリート	7547	8421
·K	要がない物で	散乱実験室のコンクリート等	その他	12	1
Т		台計		98:	25*5

- *1 放射能レベル区分は、原子炉停止後約10年(全和3年3月末)経過時における推定放射能濃度により区分した。
- *2 原子炉等規制法第61条の2に従って放射能濃度の確認を受けること等により、放射能レベル区分毎の発生量は変動することがある。
- *3 表 10-2 に基づく区分

法令改正に伴う見直 し (添付2から移動)。 記載の適正化)

備考

- *4 放射化汚染物質約 655t 及び二次汚染物質約 111t (このうち放射化汚染物質かつ二次汚染物質である約 9t、比較的放射能レベルが高い物である約 0.002t、放射能レベルが低い物である約 3t の合計約 12t は除く。)に加え、管理区域解除のためのコンクリート掘削等に伴う廃棄物約 646t を含む。
- *5 このほか、「放射性廃棄物でない廃棄物」の発生量は、約3632t と推定。あわせて総重量約13457t

表2-15 放射性固体廃棄物及び放射性物質として扱う必要がない物の推定発生量

	放射能レベル区分*1	極類	材質	重量	(t)*2
	No de Africa (Alberta Consultation	Act S. D. V. D. Hell So. d. U. III BHI do.	金属	0.002	
低レベ	比較的放射能レベルが高 い物*3(余裕深度処分相当)	炉心タンク振れ止め用脚の 案内カラー等	コンクリート	_	0.002*4
	(平衡下(未倫床及処方相当)	条内カラー寺	その他	_	
	#4-04-04: 1 - 2 - 2 - 2 - 17 - 1 - 44-12		金属	2	
汝村	放射能レベルが低い物*8 (ピット処分相当)	制御材、反射材、格子板等	コンクリート	_	3*4
ル放射性廃棄物	(ヒット処分相当)		その他	1	
棄物	Marks of the second	レベルが極めて低 ビーム実験要素、重木タンク、ブール 「トレンチ処分相当」 壁の一部のコンクリート等	金属	307	
物			コンクリート	1086	1400*4
	い物(トレンテルの相当)		その他	7	
166	ALDI-44-199 1 1 417 =	and at Photo the Architecture to the territory	金属	862	
放射性物質として扱う		プール壁の一部を除くコンクリート、 散乱実験室のコンクリート等	コンクリート	7547	8421
Ł	要がない物。	取乱天衆主のコングリート寺	その他	12	
		合計		98	25*5

- *1 放射能レベル区分は、原子炉停止後約10年(平成33年3月末)経過時における推定放射能濃度により区分した。
- *2 原子炉等規制法第61条の2に従って放射能濃度の確認を受けること等により、放射能レベル区分毎の発生量は変動することがある。
- *3 表2-16に基づく区分
- *4 放射化汚染物質約 655t 及び二次汚染物質約 111t (このうち放射化汚染物質かつ二次汚染物質である約 9t、比較的放射能レベルが高い物である約 0,002t、放射能レベルが低い物である約 3t の合計約 12t は除く。)に加え、管理区域解除のためのコンクリート堀削等に伴う廃棄物約 646t を含む。
- *5 このほか、「放射性廃棄物でない廃棄物」の発生量は、約3632t と推定。あわせて総重量約13457t

変 更 前

37

変 更 前

法令改正に伴う見直 し (添付2から移動)

備考

変 更 後

表 10-2 放射性固体廃棄物及び放射性物質として扱う必要がない物の放射能レベル区分の適用基準

	放射能レベル区分	適用基準
低レベル	比較的放射能レベルが高い物	「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令」(昭和32年11月21日政令第324号)第31条に定める放射能濃度を超えない物であり、かつ「核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則」(昭和63年1月13日総理府令第1号。以下「第二種埋設規則」という。)第1条の2第2項第4号別表第1に定める放射能濃度を超える物
放射性	放射能レベルが低い物	第二種埋設規則第1条の2第2項第4号別表第1に定める放射能濃度を超えない物であり、かつ第二種埋設規則第1条の2第2項第5号別表第2に定める放射能 濃度を超える物
廃棄物	放射能レベルが極めて低い物	第二種埋設規則第1条の2第2項第5号別表第2に定める放射能濃度を超えない物であり、かつ「試験研究の用に供する原子炉等に係る放射能濃度についての確認等に関する規則(平成17年11月30日文部科学省令第49号)」第2条に定める放射能濃度を超える物
放	射性物質として扱う必要がない物	「試験研究の用に供する原子炉等に係る放射能濃度についての確認等に関する規 則(平成17年11月30日文部科学省令第49号)」第2条に定める放射能濃度を起 えない物

表2-16 放射性固体廃棄物及び放射性物質として扱う必要がない物の放射能レベル区分の適用基準

	放射能レベル区分	適用基準
低レベル	比較的放射能レベルが高い物	「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令」(昭和32年11月21日政令第324号)第31条に定める放射能濃度を超えない物であり、かつ「核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則」(昭和63年1月13日総理府令第1号。以下「第二種埋設規則」という。)第1条の2第2項第4号別表第1に定める放射能濃度を超える物
放射性	放射能レベルが低い物	第二種埋設規則第1条の2第2項第4号別表第1に定める放射能濃度を超えない 物であり、かつ第二種埋設規則第1条の2第2項第5号別表第2に定める放射能 濃度を超える物
廃棄物	放射能レベルが極めて低い物	第二種埋設規則第1条の2第2項第5号別表第2に定める放射能濃度を超えない物であり、かつ「試験研究の用に供する原子炉等に係る放射能濃度についての確認等に関する規則(平成17年11月30日文部科学省令第49号)」第2条に定める放射能濃度を超える物
放!	射性物質として扱う必要がない物	「試験研究の用に供する原子炉等に係る放射能濃度についての確認等に関する規則(平成17年11月30日文部科学省令第49号)」第2条に定める放射能濃度を超えない物

			平成【西曆】(年度)					
	対象施設 工 事				→36 ~2024]	37~38 39~43 44~45 [2025~2026][2027~2031][2032~203	i 46 4	47 48 035] [2036
W.	対象施設	工事		(原子炉	第1段階* ¹ の機能停止、燃料体搬出	9	第2段階 撤去段階	1557 [205
			申 (H27.1	A	び維持管理の段階) 	置計画の		廃止
	新燃料貯蔵庫等、 原子炉建家	・原子炉の機能停止措置	(L.	完了(H29		280 m		
		・未使用燃料のJRR-4からの搬出(準備を含む。)						
NIN)		・原子炉建家内の炉心部(制御材等)及び炉心タンクの解体撤去						
溆		・付属建家内、新燃料貯蔵庫等内及び原子炉建家内の施設・設備(No.1フ プールを含む。)**の解体撤去又は除染	ール及びNo.2					
更	付属建家、 新燃料貯蔵庫等、 原子炉建家	・付属建家、新燃料貯蔵庫等及び原子炉建家の放射性廃棄物の廃棄施設 去又は除染	殳等*3の解体撤					
変		・付属建家、新燃料貯蔵庫等及び原子炉建家の管理区域解除						
		・新燃料貯蔵庫等及び原子炉建家の解体						
	廃液貯槽室	・廃液貯槽室内の施設・設備の解体撤去又は除染・廃液貯槽室の管理区域解除						
	が次料を主	・廃液貯槽室の解体						
	・排風機室内の施設・設備の解体撤去又は除染							
	排風機室、排気筒	・排風機室の管理区域解除・排風機室及び排気筒の解体						
	宇鈴准備家	・			完了(R1.6.10)			
	純水製造装置室、 冷却塔	・純水製造装置室及び冷却塔の解体		L.	₹ 1 (K1.0.10)			
	*2 放射性廃棄物の廃 ³	において、解体機去で発生する廃棄物の取扱いに関する事前評価のため、起 験施設及び機能を維持すべき放射線管理施設を除く。 5.5、解体機去対象の放射性廃棄物の廃棄施設に設置されており同時に解体制		,				
	*2 放射性廃棄物の廃 ³	において、解体撤去で発生する廃棄物の取扱いに関する事前評価のため、計 業施設及び機能を維持すべき放射線管理施設を除く。 5.5、解体撤去対象の放射性廃棄物の廃棄施設に設置されており同時に解体制	数去するものを含む 。					
	*2 放射性廃棄物の廃 ³		数去するものを含む 。	体工程表	平成【西暦](年度)		
	*2 放射性廃棄物の廃 ³	において、解体撤去で発生する廃棄物の取扱いに関する事前評価のため、計 業施設及び機能を維持すべき放射線管理施設を除く。 5.5、解体撤去対象の放射性廃棄物の廃棄施設に設置されており同時に解体制	数去するものを含む 。	体工程表 27~36 [2015~2024]	37~ [2025~	-38 39~43 44~45 -2026 1 2027~2031 2032~2033	46 47 [2034] [203	
	*2 放射性廃棄物の廃 ³	において、解体撤去で発生する廃棄物の取扱いに関する事前評価のため、影響能設及び機能を維持すべき放射線管理施設を除く。 ち、解体撤去対象の放射性廃棄物の廃棄施設に設置されており同時に解体制	廃止措置全	体工程表 	37~ [2025~ 替*1 上、燃料体搬出 星の段階)	-38 39~43 44~45 -2026 1 2027~2031 2032~2033	[2034] [203 段階	
	*2 放射性廃棄物の廃 ³	において、解体撤去で発生する廃棄物の取扱いに関する事前評価のため、影響能設及び機能を維持すべき放射線管理施設を除く。 ち、解体撤去対象の放射性廃棄物の廃棄施設に設置されており同時に解体制	数去するものを含む 。	体工程表 27~36 [2015~2024] 第1段 (原子炉機能停 及び維持管理	37~ [2025~ 皆*1 上、燃料体搬出	-38 39~43 44~45 -2026¥2027~2031¥2032~2033 第2Ⅰ (解体撤	[2034] [203 段階	第5] [20
	*2 放射性廃棄物の廃 ³	において、解体撤去で発生する原業物の取扱いに関する事前評価のため、影響能及び機能を維持すべき放射線管理施設を除く。 ち、解体撤去対象の放射性廃棄物の廃棄施設に設置されており同時に解体制 表 <u>1 - 2</u>	廃止措置全 (H27.12.25) (H29.6.)	体工程表 27~36 [2015~2024] 第1段 (原子炉機能停 及び維持管理	37~ 【2025~ 格*1 上、燃料体搬出 星の段階) ▲ 廃止措置計画の	-38 39~43 44~45 -2026¥2027~2031¥2032~2033 第2Ⅰ (解体撤	[2034] [203 段階	第1 [20 廃止
	*2 放射性廃棄物の廃 *3 放射線管理施設の? ・原子炉の機能停止	において、解体撤去で発生する原業物の取扱いに関する事前評価のため、影響能及び機能を維持すべき放射線管理施設を除く。 ち、解体撤去対象の放射性廃棄物の廃棄施設に設置されており同時に解体制 表 <u>1 - 2</u>	廃止措置全 (H27.12.25) (H29.6.)	本工程表 27~36 [2015~2024] 第1段 (原子炉の機能停 及び維持管証	37~ 【2025~ 格*1 上、燃料体搬出 星の段階) ▲ 廃止措置計画の	-38 39~43 44~45 -2026¥2027~2031¥2032~2033 第2Ⅰ (解体撤	[2034] [203 段階	第5] [20
	*2 放射性廃棄物の廃 *3 放射線管理施設の? ・原子炉の機能停止 ・未使用燃料のJRR	において、解体撤去で発生する原業物の取扱いに関する事前評価のため、制 業能設及び機能を維持すべき放射線管理施設を除く。 たち、解体撤去対象の放射性廃棄物の廃棄施設に設置されており同時に解体制 表生の表現である。 大 1 - 2	廃止措置全 (H27.12.25) (H29.6.)	本工程表 27~36 [2015~2024] 第1段 (原子炉の機能停 及び維持管証	37~ 【2025~ 格*1 上、燃料体搬出 星の段階) ▲ 廃止措置計画の	-38 39~43 44~45 -2026¥2027~2031¥2032~2033 第2Ⅰ (解体撤	[2034] [203 段階	第5] [20
	*2 放射性廃棄物の廃 *3 放射線管理施設の? ・原子炉の機能停止 ・未使用燃料のJRR ・原子炉建家内の炉	において、解体撤去で発生する廃棄物の取扱いに関する事前評価のため、影響態及及び機能を維持すべき放射線管理施設を除く。 15、解体撤去対象の放射性廃棄物の廃棄施設に設置されており同時に解体制 表 <u>1 - 2</u> エ 事 措置 -4からの撤出(準備を含む。) 心部(制御材等)及び炉心タンクの解体撤去 料貯蔵庫等内及び原子炉建家内の施設・設備(No.1ブール及びNo.2	廃止措置全 (H27.12.25) (H29.6.)	本工程表 27~36 [2015~2024] 第1段 (原子炉の機能停 及び維持管証	37~ 【2025~ 格*1 上、燃料体搬出 星の段階) ▲ 廃止措置計画の	-38 39~43 44~45 -2026¥2027~2031¥2032~2033 第2Ⅰ (解体撤	[2034] [203 段階	第5] [20
11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	*2 放射性廃棄物の廃 *3 放射線管理施設の? ・原子炉の機能停止 ・未使用燃料のJRR ・原子炉建家内の炉 ・付属建家内、新燃 ブールを含む。)*2の ・付属建家、新燃料	において、解体撤去で発生する廃棄物の取扱いに関する事前評価のため、影響態及及び機能を維持すべき放射線管理施設を除く。 15、解体撤去対象の放射性廃棄物の廃棄施設に設置されており同時に解体制 表 <u>1 - 2</u> エ 事 措置 -4からの撤出(準備を含む。) 心部(制御材等)及び炉心タンクの解体撤去 料貯蔵庫等内及び原子炉建家内の施設・設備(No.1ブール及びNo.2	廃止措置全 (H27.12.25) (H29.6.)	本工程表 27~36 [2015~2024] 第1段 (原子炉の機能停 及び維持管証	37~ 【2025~ 格*1 上、燃料体搬出 星の段階) ▲ 廃止措置計画の	-38 39~43 44~45 -2026¥2027~2031¥2032~2033 第2Ⅰ (解体撤	[2034] [203 段階	第5] [20
更 前	*2 放射性廃棄物の廃 *3 放射線管理施設の? ・原子炉の機能停止 ・未使用燃料のJRR ・原子炉建家内の炉 ・付属建家内、新燃 ブールを含む。)*2の ・付属建家、新燃料 去又は除染	において、解体撤去で発生する原業物の取扱いに関する事前評価のため、影響能及び機能を維持すべき放射線管理施設を除く。 ち、解体撤去対象の放射性廃棄物の廃棄施設に設置されており同時に解体制 表 <u>1 - 2</u> エ 事 措置 -4からの搬出(準備を含む。) 心部(制御材等)及び炉心タンクの解体撤去 料貯蔵庫等内及び原子炉建家内の施設・設備(No.1プール及びNo.2 解体撤去又は除染	廃止措置全 (H27.12.25) (H29.6.:	本工程表 27~36 [2015~2024] 第1段 (原子炉の機能停 及び維持管証	37~ 【2025~ 格*1 上、燃料体搬出 星の段階) ▲ 廃止措置計画の	-38 39~43 44~45 -2026¥2027~2031¥2032~2033 第2Ⅰ (解体撤	[2034] [203 段階	
	*2 放射性廃棄物の廃 *3 放射線管理施設の: ・原子炉の機能停止 ・未使用燃料のJRR ・原子炉建家内の炉 ・付属建家内、新燃 ブールを含む。)*2 の ・付属建家、新燃料 ・付属建家、新燃料	において、解体撤去で発生する原業物の取扱いに関する事前評価のため、影響態及び機能を維持すべき放射線管理施設を除く。 15. 解体撤去対象の放射性廃棄物の廃棄施設に設置されており同時に解体的 表生の表現である。 工 事 措置 一4からの撤出(準備を含む。) 心部(制御材等)及び炉心タンクの解体撤去 料貯蔵庫等内及び原子炉建家内の施設・設備(No.1ブール及びNo.2解体撤去又は除染 貯蔵庫等及び原子炉建家の放射性廃棄物の廃棄施設等*3の解体撤	廃止措置全 (H27.12.25) (H29.6.:	本工程表 27~36 [2015~2024] 第1段 (原子炉の機能停 及び維持管証	37~ 【2025~ 格*1 上、燃料体搬出 星の段階) ▲ 廃止措置計画の	-38 39~43 44~45 -2026¥2027~2031¥2032~2033 第2Ⅰ (解体撤	[2034] [203 段階	第1 [20 廃止

表 11-1 廃止措置全体工程表

—▲ 廃止措置終 了

▲ 廃止措置終 了

し (添付1から移動)、 実験準備室の解体完 了日の追加

法令改正に伴う見直

・廃液貯槽室の管理区域解除 ・廃液貯槽室の解体

排風機室の管理区域解除 ・排風機室及び排気筒の解体

・実験準備室の解体 ・純水製造装置室及び冷却塔の解体

・排風機室内の施設・設備の解体撤去又は除染

しいて、解体撤去で発生する廃棄物の取扱いに関する事前評価のため、試料採取及び分析を行う。 設及び機能を維持すべき放射線管理施設を除く。 解体撤去対象の放射性廃棄物の廃棄施設に設置されており同時に解体撤去するものを含む。

浟 垂

39

変更前	変更後	備考
		法令改正に伴う見直し
	添付書類一	
	<u>廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び</u> <u>廃止措置に係る工事作業区域図</u>	
	近北阳巨に水る工事下来区域区	

変更前	変更後	備考
	1. 廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置に係る工事作業区域図	
	廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置に係る工事作業区域図を図1-1に	法令改正に伴う見直
	示す。	し

変更前	変 更 後	備考
		法令改正に伴う見直し
添付書類二	添付書類二	
核燃料物質等による放射線の被ばく管理 及び放射性廃棄物の廃棄 に関する説明書	廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書	

J IIII IMIT // Malbett	- 休る廃止恒直計画の変更(イメーン/ 抜件)	
変 更 前	変 更 後	備考
1. 放射線の被ばく管理~1.2.2 一般公衆の被ばく(省略)	1. 放射線の被ばく管理~1.2.2 一般公衆の被ばく(変更無し)	
2. 放射性廃棄物の廃棄等 核燃料物質によって汚染された物(放射性気体廃棄物、放射性液体廃棄物及び放射性固体 廃棄物)及び放射性物質として扱う必要がない物の処理処分方法は、以下のとおりである。	_(削る)	法令改正に伴い削除 (本文 10 に統合)
2.1 放射性気体廃棄物		
2.1.1 発生量 廃止措置の第1段階において発生する放射性気体廃棄物は、施設の運転段階における原子 炉停止時の発生量と同程度である。 廃止措置の第2段階の放射性気体廃棄物の発生量については、1.2.2 の(1)放射性気体廃棄物の放出による被ばくに記載した表2-1及び表2-2に示すとおりとなる。		
2.1.2 処理処分 廃止措置の第1段階において発生する放射性気体廃棄物は、従来の廃棄の方法と同様、気体廃棄物の廃棄施設の高性能フィルタでろ過した後、排気ダストモニタにより、放射性物質の濃度が線量告示に定める排気中の濃度限度以下であることを連続監視しながら、排気筒から放出する。 廃止措置の第2段階の放射性気体廃棄物の処理処分については、1.2.2の(3) 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出による一般公衆の被ばくが極めて小さいことから、廃止		
## 2.2.1 発生量		
廃止措置の第1段階において発生する放射性液体廃棄物は、主として手洗水であり、施設の運転段階における原子炉停止時の発生量と同程度である。 廃止措置の第2段階の放射性液体廃棄物の発生量については、1.2.2 の(2)放射性液体廃棄物の放出による被ばくに記載した表2-11に示すとおりとなる。		
2.2.2 処理処分 廃止措置の第1段階において発生する放射性液体廃棄物は、従来の廃棄の方法と同様、液体廃棄物の廃棄設備の廃液貯槽に一時貯留し、放射性物質の濃度を確認し、線量告示に定める排水中の濃度限度以下のものについては、原子力科学研究所の一般排水溝に排出する。廃液貯槽に一時貯留したもののうち排水中の濃度限度を超えるものについては、原子力科学研究所の放射性廃棄物処理場へ搬出し処理する。		

変更前	変 更 後	備考
		法令改正に伴う見直
		L
添付書類三	添付書類三	
₩1.1 巨浴一		
廃止措置の工事上の過失、機械若しくは装置	廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等	
の故障又は地震、火災その他の災害があった	があった場合に発生することが想定される事故の種類、	
場合に発生すると想定される試験研究用等	程度、影響等に関する説明書	
原子炉の事故の種類、程度、影響等に関する		
<u>説明書</u> 		

変更後

備考

1. 概要

本説明書では、廃止措置の工事上の過失、機械若しくは装置の故障又は地震、火災その他 の災害に起因して万一事故が発生したとしても、一般公衆に過度の放射線影響を及ぼすおそ れがないことを説明する。なお、想定される事故は、第1段階(解体撤去をしない期間)と 第2段階(解体撤去期間)で異なることからそれぞれの段階について評価する。

2. 評価 (第1段階)

2.1 最も影響の大きい事故の選定

廃止措置の工事上の過失、機械若しくは装置の故障又は地震、火災その他の災害があった く影響が最も大きい事故を選定する。

(a) 放射化汚染物の気中露出

放射化汚染物のうち放射能量が大きい制御材等は、原則としてプール内に設置されてい る。事故の想定として、何らかの原因(地震等)により、プール水が漏えいし放射化汚染物 (原子炉停止後約4年(平成27年3月末)経過時の放射化汚染物質であり、推定放射能量 2.5×10¹³Bq、主要な放射性核種は、H-3、Fe-55、Co-60等) が気中に露出されるものとする。 なお、プールへの給水及び漏えい箇所の補修を想定して評価期間を1週間とする。

(b) 廃棄物の保管中の火災 (カートン 40 個)

維持管理付随廃棄物を収納したカートンボックスは、火災防止のため金属製の容器又は金 属製の保管庫に収納する。事故の想定として、カートンボックスを保管中に火災が発生し、 粒子状の放射性物質が環境へ放出されるものとする。廃棄物保管場所の最大容量を考慮した カートンボックス 40 個内の放射性物質の全量(放射性核種は Co-60 で放射能量: 1.1×10⁶Ba) が環境へ放出されるものとする。

(c) 気体廃棄物の廃棄設備のフィルタユニットの破損

管理区域から発生した粒子状の放射性物質は、気体廃棄物の廃棄設備のフィルタユニット に蓄積される。事故の想定として、気体廃棄物の廃棄設備のフィルタユニットが火災により 破損し、付着している粒子状の放射性物質の全量(放射性核種は Co-60 で放射能 量:9.6×10⁵Ba) が環境へ放出されるものとする。

(d) 重水タンク等からの残存重水漏えい

No. 1 プール内に設置している、実験利用設備の中性子ビーム設備の重水タンクでは、タ ンク内の重水が原子炉運転中に中性子照射を受け H-3 が生成している。重水タンクに関連す る系統からの重水の抜き取り作業は終了しているが、一部の重水が重水タンク等に残存して いる。事故の想定として、何らかの原因(誤操作等)により、重水タンク等に残存している

1. 概要

本説明書では、廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等に起因して万一事故 | 法令改正に伴う見直 が発生したとしても、一般公衆に過度の放射線影響を及ぼすおそれがないことを説明する。なしし お、想定される事故は、第1段階(解体撤去をしない期間)と第2段階(解体撤去期間)で異 なることからそれぞれの段階について評価する。

2. 評価 (第1段階)

2.1 最も影響の大きい事故の選定

廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があった場合に発生すると想定され一法令改正に伴う見直 場合に発生すると想定される事故は以下のとおりである。これらのうち、一般公衆への被ばしる事故は以下のとおりである。これらのうち、一般公衆への被ばく影響が最も大きい事故を選しし 定する。

(a) 放射化汚染物の気中露出

放射化汚染物のうち放射能量が大きい制御材等は、原則としてプール内に設置されている。 事故の想定として、何らかの原因(地震等)により、プール水が漏えいし放射化汚染物(原子 炉停止後約4年(平成27年3月末)経過時の放射化汚染物質であり、推定放射能量2.5×10¹³Bq、 主要な放射性核種は、H-3、Fe-55、Co-60等)が気中に露出されるものとする。なお、プール への給水及び漏えい箇所の補修を想定して評価期間を1週間とする。

(b) 廃棄物の保管中の火災 (カートン 40 個)

維持管理付随廃棄物を収納したカートンボックスは、火災防止のため金属製の容器又は金属 製の保管庫に収納する。事故の想定として、カートンボックスを保管中に火災が発生し、粒子 状の放射性物質が環境へ放出されるものとする。廃棄物保管場所の最大容量を考慮したカート ンボックス 40 個内の放射性物質の全量(放射性核種は Co-60 で放射能量: $1.1 \times 10^6 Ba$) が環境 へ放出されるものとする。

(c)気体廃棄物の廃棄設備のフィルタユニットの破損

管理区域から発生した粒子状の放射性物質は、気体廃棄物の廃棄設備のフィルタユニットに 蓄積される。事故の想定として、気体廃棄物の廃棄設備のフィルタユニットが火災により破損 し、付着している粒子状の放射性物質の全量(放射性核種は Co-60 で放射能量:9.6×10⁵Ba) が環境へ放出されるものとする。

(d) 重水タンク等からの残存重水漏えい

No. 1 プール内に設置している、実験利用設備の中性子ビーム設備の重水タンクでは、タン ク内の重水が原子炉運転中に中性子照射を受け H-3 が生成している。重水タンクに関連する系 統からの重水の抜き取り作業は終了しているが、一部の重水が重水タンク等に残存している。 事故の想定として、何らかの原因(誤操作等)により、重水タンク等に残存している重水が漏

重水が漏えいし、重水中に含まれる H-3 が環境へ放出されるものとする。重水タンク等に残 │ えいし、重水中に含まれる H-3 が環境へ放出されるものとする。重水タンク等に残存している 存している重水中の H-3 の全量(原子炉停止後約4年(平成27年3月末)経過時における 重水中のH-3 の全量(原子炉停止後約4年(平成27年3月末)経過時における推定放射能 量:6.4×10¹⁰Bg) が環境へ放出されるものとする。

変 更 後

推定放射能量:6.4×10¹⁰Ba) が環境へ放出されるものとする。

(e) その他の災害

原子炉施設の設置場所は、海抜約 18m の位置にある。一方、茨城県津波浸水想定(L2 津波) である最大遡上高は海抜 12.2m であることから十分な敷地高さを有しているため、津波に起 因する事故を想定する必要はない。また、東海村が公開している洪水・土砂災害ハザードマ ップより、JRR-4が浸水区域に指定されていないことから、洪水に起因する事故を想定 する必要はない。また、外部火災、台風、竜巻等の災害に起因する事故については、上記(a) ~(d)の事故の想定が放射化汚染物全ての気中露出、あるいは粒子状の放射性物質の全量放 を上回ることはない。

以上から、廃止措置期間中の第1段階(解体撤去をしない期間)での一般公衆への被ばく 影響が最も大きい事故を選定する。

「(a)放射化汚染物の気中露出」については、放射線による事故であり、主要な放射性核 種は H-3、Fe-55、Co-60 等で放射能量が 2.5×10¹³Bq である。「(b)廃棄物の保管中の火災」 については、放射性物質の放出による事故であり、放射性核種は Co-60 で放射能量が 1.1×10°Bq であり、「(c) 気体廃棄物の廃棄設備のフィルタユニットの破損」と比べ、放射 性物質の放出による事故、放射性核種は同じであるが、放射能量が大きい。「(d) 重水タンク 等からの残存重水の漏えい」については、放射性物質の放出による事故であるが、放射性核 種は H-3 で放射能量が 6.4×10¹⁰Bg である。

以上より、「(a) 放射化汚染物の気中露出」、「(b) 廃棄物の保管中の火災 | 及び「(d) 重水タ ンク等からの残存重水の漏えい」の事故は、事故の種類、あるいは対象の放射性核種が異な ることから、それぞれの事故を評価する。

2.2~2.3.5 (省略)

3. 評価 (第2段階)

3.1 最も影響の大きい事故の選定

廃止措置の工事上の過失、機械若しくは装置の故障又は地震、火災その他の災害があった 場合に発生すると想定される事故は以下のとおりである。これらのうち、一般公衆への被ば く影響が最も大きい事故を選定する。

(a) 放射化汚染物の切断作業における汚染拡大防止機器の機能不全 放射化汚染物の解体撤去工事では、放射化汚染物の切断作業を行う。切断作業においては、

(e) その他の災害

原子炉施設の設置場所は、海抜約 18m の位置にある。一方、茨城県津波浸水想定(L2 津波) である最大溯上高は海抜 12.2m であることから十分な敷地高さを有しているため、津波に起因 する事故を想定する必要はない。また、東海村が公開している洪水・土砂災害ハザードマップ より、 | RR-4が浸水区域に指定されていないことから、洪水に起因する事故を想定する必 要はない。また、外部火災、台風、竜巻等の災害に起因する事故については、上記(a)~(d) の事故の想定が放射化汚染物全ての気中露出、あるいは粒子状の放射性物質の全量放出といっ 出といった最大の想定をしていることから、上記(a)~(d)の事故で想定している事故の影響 | た最大の想定をしていることから、上記(a)~(d)の事故で想定している事故の影響を上回るこ とはない。

> 以上から、廃止措置期間中の第1段階(解体撤去をしない期間)での一般公衆への被ばく影 響が最も大きい事故を選定する。

> 「(a) 放射化汚染物の気中露出」については、放射線による事故であり、主要な放射性核種 は H-3、Fe-55、Co-60 等で放射能量が 2.5×10¹³Bg である。「(b) 廃棄物の保管中の火災」につ いては、放射性物質の放出による事故であり、放射性核種は Co-60 で放射能量が 1.1×10°Ba であり、「(c) 気体廃棄物の廃棄設備のフィルタユニットの破損」と比べ、放射性物質の放出に よる事故、放射性核種は同じであるが、放射能量が大きい。「(d) 重水タンク等からの残存重水 の漏えい」については、放射性物質の放出による事故であるが、放射性核種は H-3 で放射能量 が 6.4×10^{10} Bg である。

> 以上より、「(a)放射化汚染物の気中露出」、「(b)廃棄物の保管中の火災」及び「(d)重水タン ク等からの残存重水の漏えい」の事故は、事故の種類、あるいは対象の放射性核種が異なるこ とから、それぞれの事故を評価する。

2.2~2.3.5 (変更無し)

3. 評価 (第2段階)

3.1 最も影響の大きい事故の選定

廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があった場合に発生すると想定され | 法令改正に伴う見直 る事故は以下のとおりである。これらのうち、一般公衆への被ばく影響が最も大きい事故を選しし 定する。

備考

(a) 放射化汚染物の切断作業における汚染拡大防止機器の機能不全 放射化汚染物の解体撤去工事では、放射化汚染物の切断作業を行う。切断作業においては、

85

汚染拡大防止の養生、集塵装置及び高性能フィルタ付局所排気装置の使用等の措置を行い、 切断に伴って発生する粒子状の放射性物質による汚染拡大を防止する。事故の想定として、 本作業中に何らかの原因(機器の故障、誤操作等)により、これらの汚染拡大を防止する機 器が機能不全となり、粒子状の放射性物質が環境へ放出されるものとする。切断対象として 想定する設備は、放射化汚染を生じている部分の切断を行う可能性のある全ての設備(炉心 タンク、実験設備、プールライニング、重コンクリート、コンクリート)とし、切断により 発生する粒子状の放射性物質の全量(原子炉停止後約10年(平成33年3月末)経過時の推 定放射能量の一部であり、主要な放射性核種は H-3、Fe-55、Co-60 等で放射能量 7.2×10¹¹Ba、 詳細は後述の表3-5(1)を参照)が環境へ放出される想定とする。

(b) 廃棄物の保管中の火災

放射化汚染物の切断において発生する粒子状の放射性物質(原子炉停止後約 10 年(平成 33年3月末) 経過時の推定放射能量の一部であり、主要な放射性核種はH-3、Fe-55、Co-60 等で放射能量 $7.2 \times 10^{11} \text{Bg}$ 、詳細は後述の 3.2.2 を参照)を捕集した使用済フィルタは、火 災防止のため金属製の容器又は金属製の保管庫に収納する。一方、廃止措置期間中の解体撤 去作業等により発生する可燃性の廃棄物を収納したカートンボックス (原子炉停止後約 10 年(平成33年3月末)経過時の二次汚染物質の推定放射能量であり、放射性核種はCo-60 で放射能量が $1.3 \times 10^7 \text{Bg}$ 、詳細は後述の 3.2.2 を参照)についても、同様に、火災防止の ため金属製の容器又は金属製の保管庫に収納する。事故の想定として、放射化汚染物の切断 において発生した粒子状の放射性物質を捕集した使用済フィルタを保管中に火災が発生し、 粒子状の放射性物質が環境へ放出されるものとする。さらに、火災が、廃止措置期間中の解 体撤去作業等により発生する可燃性の廃棄物を収納したカートンボックスに延焼し、カート ンボックス内に含まれる放射性物質が環境へ放出される想定とする。切断により発生した粒 子状の放射性物質及びカートンボックス内の放射性物質の全量が環境へ放出されるものと する。

(c) 重水タンク等からの残存重水の漏えい

No. 1 プール内に設置している、実験利用設備の中性子ビーム設備の重水タンクでは、タ ンク内の重水が原子炉運転中に中性子照射を受け H-3 が牛成している。重水タンクに関連す る系統からの重水の抜き取り作業は終了しているが、一部の重水が重水タンク等に残存して いる。事故の想定として、何らかの原因(誤操作等)により、重水タンク等に残存している 重水が漏えいし、重水中に含まれる H-3 が環境へ放出されるものとする。重水タンク等に残 存している重水中のH-3の全量(原子炉停止後約10年(平成33年3月末)経過時における 推定放射能量:4.6×10¹⁰Ba) が環境へ放出されるものとする。

(d) その他の災害

第1段階と同様、津波、洪水に起因する事故を想定する必要はない。また、外部火災、台 変 更 後

汚染拡大防止の養生、集塵装置及び高性能フィルタ付局所排気装置の使用等の措置を行い、切 断に伴って発生する粒子状の放射性物質による汚染拡大を防止する。事故の想定として、本作 業中に何らかの原因(機器の故障、誤操作等)により、これらの汚染拡大を防止する機器が機 能不全となり、粒子状の放射性物質が環境へ放出されるものとする。切断対象として想定する 設備は、放射化汚染を生じている部分の切断を行う可能性のある全ての設備(炉心タンク、実 験設備、プールライニング、重コンクリート、コンクリート)とし、切断により発生する粒子 状の放射性物質の全量(原子炉停止後約10年(令和3年3月末)経過時の推定放射能量の一 部であり、主要な放射性核種は H-3、Fe-55、Co-60 等で放射能量 7.2×10¹¹Bg、詳細は後述の 表3-5(1)を参照)が環境へ放出される想定とする。

記載の適正化

備考

(b) 廃棄物の保管中の火災

放射化汚染物の切断において発生する粒子状の放射性物質(原子炉停止後約 10 年(令和3 | 記載の適正化 年3月末)経過時の推定放射能量の一部であり、主要な放射性核種はH-3、Fe-55、Co-60等で 放射能量 7.2×10¹¹Ba、詳細は後述の 3.2.2 を参照) を捕集した使用済フィルタは、火災防止 のため金属製の容器又は金属製の保管庫に収納する。一方、廃止措置期間中の解体撤去作業等 により発生する可燃性の廃棄物を収納したカートンボックス(原子炉停止後約10年(令和3 | 記載の適正化 年3月末)経過時の二次汚染物質の推定放射能量であり、放射性核種は Co-60 で放射能量が 1.3×10⁷Bq、詳細は後述の3.2.2を参照)についても、同様に、火災防止のため金属製の容器 又は金属製の保管庫に収納する。事故の想定として、放射化汚染物の切断において発生した粒 子状の放射性物質を捕集した使用済フィルタを保管中に火災が発生し、粒子状の放射性物質が 環境へ放出されるものとする。さらに、火災が、廃止措置期間中の解体撤去作業等により発生 する可燃性の廃棄物を収納したカートンボックスに延焼し、カートンボックス内に含まれる放 射性物質が環境へ放出される想定とする。切断により発生した粒子状の放射性物質及びカート ンボックス内の放射性物質の全量が環境へ放出されるものとする。

(c) 重水タンク等からの残存重水の漏えい

No. 1 プール内に設置している、実験利用設備の中性子ビーム設備の重水タンクでは、タン ク内の重水が原子炉運転中に中性子照射を受け H-3 が生成している。重水タンクに関連する系 統からの重水の抜き取り作業は終了しているが、一部の重水が重水タンク等に残存している。 事故の想定として、何らかの原因(誤操作等)により、重水タンク等に残存している重水が漏 えいし、重水中に含まれるH-3 が環境へ放出されるものとする。重水タンク等に残存している 重水中の H-3 の全量(原子炉停止後約 10 年(令和3年3月末)経過時における推定放射能 │記載の適正化 量:4.6×10¹⁰Bg) が環境へ放出されるものとする。

(d) その他の災害

第1段階と同様、津波、洪水に起因する事故を想定する必要はない。また、外部火災、台風、 商券等の災害についても第1段階と同様、上記(a)~(c)の事故で想定している事故の影響を上

響を上回ることはない。

以上から、廃止措置期間中の第2段階(解体撤去期間)での一般公衆への被ばく影響が最 も大きい事故を選定する。

変更前

「(b)廃棄物の保管中の火災」による想定では、「(a)放射化汚染物の切断作業における汚 射化汚染物の切断作業における汚染拡大防止機器の機能不全」を包含する。「(c) 重水タンク 等からの残存重水の漏えい」についても、「(a)放射化汚染物の切断作業における汚染拡大防 止機器の機能不全」により放出される H-3 量と比べ少ないことから「(b) 廃棄物の保管中の 火災」に包含される。

以上より、一般公衆への被ばく影響が最も大きい事故として、「(b)廃棄物の保管中の火災」 を選定する。

3.2 事故時における一般公衆の被ばく評価

3.1 により、最も影響の大きい事故として選定した「廃棄物の保管中の火災」について、 一般公衆の被ばく評価は、次のとおりである。

3.2.1 評価条件

- される。
- ②放射性物質が被ばく評価地点(敷地境界外)に到達するまでの時間減衰は考慮しない。
- ③放射化汚染物の切断により発生する粒子状の放射性物質に係る評価対象核種は、実効線量 への寄与を考慮したうえで有意な放射能量となる、Co-60、H-3、Fe-55 等の 40 核種を選 定する。(表3-5(1)参照)

3.2.2 放出量評価

(4) 放射化汚染物の切断により発生する粒子状の放射性物質

放射化汚染を生じている部分の切断を行う可能性のある全ての設備について、切断に より発生する粒子状の放射性物質の全量が放出するものとする。切断により発生する粒 子状の放射性物質の量は、構造材全体の 12%(2)とする。(切断後のチップが 「20cm×20cm×構造材の厚さ」となる切断回数及び切断カーフ幅 1.2cm と想定し、粒子 状の放射性物質の量を切断カーフ幅と切断長から算出することとした場合、その量は構 造材全体の約 12%となる。また、切断が「10cm 間隔のぶつ切り」となる切断回数及び 切断カーフ幅 1.2cm と想定した場合も、同様に、粒子状の放射性物質の量は、構造材全 体の約12%となる。) 構造材中の放射性物質の量は、添付書類二の4.2.2 に記載した評 価方法により算出し、原子炉停止後約10年(平成33年3月末)経過時の放射能量で評 価した。事故時の放射性物質放出量の評価結果を表3-5(1)に示す。

回ることはない。

以上から、廃止措置期間中の第2段階(解体撤去期間)での一般公衆への被ばく影響が最も 大きい事故を選定する。

変更後

「(b) 廃棄物の保管中の火災」による想定では、「(a) 放射化汚染物の切断作業における汚染 染拡大防止機器の機能不全」に加えカートンボックスの火災も含んでいることから「(a) 放 | 拡大防止機器の機能不全」に加えカートンボックスの火災も含んでいることから「(a) 放射化 汚染物の切断作業における汚染拡大防止機器の機能不全」を包含する。「(c) 重水タンク等から の残存重水の漏えい」についても、「(a) 放射化汚染物の切断作業における汚染拡大防止機器の 機能不全」により放出される II-3 量と比べ少ないことから「(b) 廃棄物の保管中の火災」に包 含される。

> 以上より、一般公衆への被ばく影響が最も大きい事故として、「(b)廃棄物の保管中の火災」 を選定する。

3.2 事故時における一般公衆の被ばく評価

3.1 により、最も影響の大きい事故として選定した「廃棄物の保管中の火災」について、一 般公衆の被ばく評価は、次のとおりである。

3.2.1 評価条件

- ①廃棄物の保管中に火災が発生し、保管中の廃棄物中の放射性物質の全量が瞬時に地上放出し①廃棄物の保管中に火災が発生し、保管中の廃棄物中の放射性物質の全量が瞬時に地上放出さ れる。
 - ②放射性物質が被ばく評価地点(敷地境界外)に到達するまでの時間減衰は考慮しない。
 - ③放射化汚染物の切断により発生する粒子状の放射性物質に係る評価対象核種は、実効線量へ の寄与を考慮したうえで有意な放射能量となる、Co-60、H-3、Fe-55 等の 40 核種を選定す る。(表3-5(1)参照)

3.2.2 放出量評価

(4) 放射化汚染物の切断により発生する粒子状の放射性物質

放射化汚染を生じている部分の切断を行う可能性のある全ての設備について、切断によ り発生する粒子状の放射性物質の全量が放出するものとする。切断により発生する粒子状 の放射性物質の量は、構造材全体の 12%⁽²⁾とする。(切断後のチップが「20cm×20cm×構 造材の厚さ」となる切断回数及び切断カーフ幅 1.2cm と想定し、粒子状の放射性物質の量 を切断カーフ幅と切断長から算出することとした場合、その量は構造材全体の約12%とな る。また、切断が「10cm間隔のぶつ切り」となる切断回数及び切断カーフ幅 1.2cmと想定 した場合も、同様に、粒子状の放射性物質の量は、構造材全体の約 12%となる。) 構造材 中の放射性物質の量は、添付書類二の4.2.2 に記載した評価方法により算出し、原子炉停 止後約 10 年(令和3年3月末)経過時の放射能量で評価した。事故時の放射性物質放出 記載の適正化 量の評価結果を表3-5(1)に示す。

備考

変 更 前	変 更 後	備考
	(σ) カートンボックス内の放射性物質 カートンボックス内に原子炉停止後約 σ 10 年(σ 13 年 3 月末)経過時の二次汚染物質の全量が収納され、カートンボックス内の放射性物質の全量(放射性核種は σ 1. σ 10 が放出するものとする。事故時の放射性物質放出量の評価結果を表 σ 3 ー 5 (2)に示す。	記載の適正化
3.2.3~4.3.2 (省略)	3.2.3~4.3.2 (変更無し)	
参考文献(省略)	参考文献(変更無し)	
表 3-1~表 3-5 (1)(省略)	表 3-1~表 3-5 (1) (変更無し)	
表 3 - 5 (2) 第 2 段階での事故時の放射性物質放出量 (カートンボックス内の放射性物質(原子炉停止後約 10 年(<u>平成 33 年</u> 3月末)経過時の二 次汚染物質の全量))	表3-5(2) 第2段階での事故時の放射性物質放出量 (カートンボックス内の放射性物質(原子炉停止後約10年(<u>令和3年</u> 3月末)経過時の二次 汚染物質の全量))	記載の適正化
核種名	核種名	
表 3-6 (1) ~表 3-13 (2) (省略)	表 3-6 (1) ~表 3-13 (2) (変更無し)	
図 3-1~図 3-14(2)(省略)	図 3-1~図 3-14(2)(変更無し)	

変 更 前	変更後	備考
		法令改正に伴う見直し
	<u>添付書類四</u>	
	核燃料物質による汚染の分布とその評価方法	
	<u>に関する説明書</u>	

変更前	変 更 後	備考
	1. 残存放射性物質の評価	
		法令改正に伴う見直
	1.1 概要	し(添付書類2から移
	施設に残存する放射性物質は、放射化汚染物質と二次汚染物質に分けられる。放射化汚染物	動、記載の適正化)
	質は、炉心部、炉心タンク等が中性子照射を受けて放射化することにより発生するものである。	
	二次汚染物質は、1次冷却水中に溶出した金属の成分が炉心からの中性子照射を受けて放射化	
	したもの等が、施設・設備に付着することにより発生するものに加えて、内部が H-3 を含んだ	
	重水により汚染している重水タンク等がある。	
	<u>JRR-4原子炉施設における放射化汚染物質及び二次汚染物質の評価は、それぞれ以下の</u>	
	<u>とおりである。</u>	
	1.2 放射化汚染物質	
	1.2.1 評価対象	
	放射化汚染物質の評価対象は、原子炉運転による中性子の到達範囲を考慮して、炉心部、炉	
	心タンク、No. 1プール内の炉心タンク内外の施設・設備、No. 1プール、照射室、No. 2プー	
	ル及び散乱実験室とした。	
	1.2.2 評価方法	
	放射化汚染物質の評価手順を図4-1に示す。詳細は以下のとおりである。	
	(1) 中性子東分布の評価	
	中性子束分布は、連続エネルギーモンテカルロコード「MCNP5」 ⁽¹⁾ を使用して計算し、	
	各領域における中性子束を算出した。核データライブラリには、JENDL3.3 ⁽²⁾ を用いた。	
	(2) 放射化汚染物質の放射能量評価	
	(1)で算出した各領域における中性子束、(3)に示す原子炉運転履歴及び(4)に示す設備の組	
	成データを、SCALE 6. 1 コードシステム $^{(3)}$ に含まれる燃焼計算コード $^{(3)}$ OR I GEN $^{(3)}$	
	S」に用いて、放射化汚染物質の放射能濃度を算出し、この結果に物量データを用いることに	
	より、放射化汚染物質の放射能量を算出した。	
	(3) 原子炉運転履歴の考慮	
	JRR-4の炉心部及び炉心タンクは No. 1プールと No. 2プールとの間を移動可能であ	
	り、それぞれの位置での原子炉運転履歴があるため、放射化汚染物質の評価においてこれを考	
	<u>慮した。</u>	
	放射化汚染物質の評価に必要な中性子照射履歴は、各年度について、最大熱出力 3.5MW 運転	
	に換算した稼働率(以下「最大熱出力換算稼働率」という。)を用いることとした。年度毎の	
	積算熱出力及び最大熱出力換算稼働率 (No. 1 プール及び No. 2 プールでの原子炉運転の合算	

変 更 前	変更後	備考
	値)を表4-1 (1) に、年度毎の積算熱出力及び最大熱出力換算稼働率 (No. 2プールでの	
	原子炉運転)を表4-1(2)に示す。放射化汚染物質の放射能量を、実際の放射能量よりも	
	多くなるように保守的な評価とするために、各年度における評価上の運転開始時期は、当該年	
	度の最終日から換算運転日数分さかのぼった時点とし、評価上の運転停止時期は当該年度の最	
	終日とした。本評価条件により、放射化汚染物質の放射能の減衰期間が実際の減衰期間よりも	
	短くなるため、放射化汚染物質の放射能量を実際の放射能量よりも多くなるように保守的な結	
	果を得られる。	
	(4) 設備の組成データ	
	放射化汚染物質の評価対象設備の組成データは、測定値、材料証明書及び文献等(4),(5)に基づ	
	いて決定した。主要な評価対象設備の元素組成を表4-2に示す。	
	(5) 評価対象核種	
	する規則」(平成 17 年 11 月 30 日文部科学省令第 49 号)別表第一欄第一号の放射能濃度確認	
	対象物に対する第二欄に規定するもの(但し、超ウラン元素の Pu-239、Pu-241 及び Am-241 を	
	<u>除く。)とした。</u>	
	1.2.3 評価結果	
	2.5×10 ¹³ Bq、主要な放射性核種は、H-3、Fe-55、Co-60 等である。また、放射能量の大きい機	
	器は、制御材、反射材、ビーム実験要素等である。	
	か射化汚染物質は、解体撤去作業時の被ばく低減のため、時間減衰による放射能の低減を図	
	る。時間減衰による放射能の低減を図るための期間は、原子炉停止後約10年(令和3年3月	記載の適正化
	末)以上とする。原子炉停止後約 10 年(令和3年3月末)経過時の放射化汚染物質の推定放	
	は、制御材、反射材、ビーム実験要素等である。	
	原子炉停止後約4年(平成27年3月末)経過時及び原子炉停止後約10年(令和3年3月末)	記載の適正化
	経過時における放射化汚染物質の推定放射能量を表4-3(1)及び(2)にそれぞれ示す。	
	また、主要な設備について、原子炉運転停止からの経過時間に対する、放射化汚染物質の推定	
	放射能量の変化を図4-2に示す。	
	<u>1.3 二次汚染物質</u>	
	1.3.1 評価対象	
	一次冷却水と接触している施設・設備において、金属の腐食によって1次冷却水中に溶出し	
	た金属の成分が炉心からの中性子を受けて放射化することにより発生した放射性腐食生成物	
	等が、施設・設備の表面に付着することにより二次汚染が生じる。これを考慮し、二次汚染の	

変更前	変更後	備考
	評価対象は、炉心部、炉心タンク、No. 1プール内の炉心タンク内外の施設・設備、No. 1プー	
	ル、No. 2プール内の施設・設備、No. 2プール、原子炉冷却系統施設の1次冷却設備のうち1	
	次冷却系、精製系及び排水系、並びに放射性廃棄物の廃棄施設の液体廃棄物廃棄設備の廃液貯	
	槽等とした。また、No. 1プール内に設置している、実験利用設備の中性子ビーム設備の重水	
	タンク等は、内部の重水が原子炉運転中に中性子照射を受け H-3 が生成しており、重水の抜き	
	取り作業は終了(抜き取った重水は、JRR-3〜搬出)しているが、一部の重水が残存して	
	いることから、H-3 により二次汚染が生じている。よって、重水タンク等の内部も評価対象と	
	した。なお、管理区域がある付属建家、新燃料貯蔵庫等、原子炉建家、排風機室及び廃液貯槽	
	室の床等については、汚染が発生することはほとんどないため、評価対象とはしなかった。	
	1.3.2 評価方法	
	汚染の評価を行った。二次汚染物質の放射能量評価を、実際の放射能量よりも多くなるように	
	保守的な評価とするために、施設・設備の表面密度の最大値に相当する汚染が、二次汚染が生	
	じている可能性のある全ての施設・設備に生じているものとして評価を行った。施設・設備の	
	中で、表面密度が最大となるのは、施設・設備の構造及び過去の点検結果等から一次冷却系ス	
	トレーナ No. 3 であると判断し、内部の表面密度の測定を実施し、その結果を用いて評価を実	
	施した。また、重水タンク等の内部の H-3 による二次汚染については、重水タンク等に残存し	
	ている全重水量 (H-3 全量) が二次汚染に寄与しているものとして評価した。	
	1.3.3 評価結果	
	原子炉停止後約4年(平成27年3月末)経過時における二次汚染物質の推定放射能量は、	
	放射性腐食生成物等による施設・設備の二次汚染では $2.7 \times 10^7 \mathrm{Bg}$ 、放射性核種は Co -60 であり、	
	また、重水タンク等の内部の二次汚染では 6.4×10^{10} Bq、放射性核種は H - 3 である。	
	二次汚染物質についても、放射化汚染物質と同様に、解体撤去時の被ばく低減のため、時間	
	減衰による放射能の低減を図る。時間減衰による放射能の低減を図るための期間は、原子炉停	
	止後約10年(令和3年3月末)以上とする。原子炉停止後約10年(令和3年3月末)経過時	記載の適正化
	における二次汚染物質の推定放射能量は、放射性腐食生成物等による施設・設備の二次汚染で	
	は 1.3×10^7 Bq であり、重水タンク等の内部の二次汚染では 4.6×10^{10} Bq である。	
	原子炉停止後約4年(平成27年3月末)経過時及び原子炉停止後約10年(令和3年3月末)	記載の適正化
	経過時における二次汚染物質の推定放射能量を表4-4(1)及び(2)にそれぞれ示す。	

変 更 前	変更後	備考
		法令改正に伴う見直
	<u>添付書類五</u>	
	性能維持施設及びその性能並びに	
	その性能を維持すべき期間	
	<u>に関する説明書</u>	

変 更 前	変更後	備考
	1. 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間	法令改正に伴う見直
		し(添付書類1から移
	1.1 原子炉本体	動、法令改正に伴う変
	原子炉本体の No. 1 プール内には、制御材、反射体要素、炉心タンク、重水タンク等の放射	-
	化汚染物が設置されており、また、これらの解体撤去後、一部を No. 1 プール内で保管し、放	-
	射線業務従事者及び一般公衆の被ばく低減を図る必要がある。したがって、遮蔽性能を有する	<u>L</u>
	プール水を維持するために、No. 1プールの維持管理を行う。	
	1.2 核燃料物質貯蔵施設	
	核燃料物質貯蔵施設のうち、燃料貯蔵棚は、未臨界を維持し燃料を安全に貯蔵するために必	<u>.</u>
	要である。したがって、燃料貯蔵棚の維持管理を行う。また、No. 2プールでは、解体撤去後	<u> </u>
	の放射化汚染物の一部を保管し、放射線業務従事者及び一般公衆の被ばく低減を図る必要があ	<u>)</u>
	る。したがって、遮蔽性能を有するプール水を維持するために、No. 2プールの維持管理を行	-
	<u>5.</u>	
	1.3 原子炉冷却系統施設	
	原子炉冷却系統施設のうち、主冷却管・弁は、プールと接続されていることから遮蔽性能を	
	有するプール水を維持するために必要である。したがって、主冷却管・弁の維持管理を行う。	
	プール水精製系は、プール水の水質を維持し、プールライニングの健全性を維持するために必	<u>}</u>
	要である。したがって、プール水精製系の維持管理を行う。また、炉室地下ピット排水系は、	_
	施設・設備の維持管理及び解体撤去作業で発生した放射性液体廃棄物を一時的に貯留し、廃液	<u> </u>
	<u></u> <u> 貯槽へ排水するために必要である。したがって、炉室地下ピット排水系の維持管理を行う。</u>	
	なお、廃止措置の第1段階において、原子炉冷却系統施設のうち性能を維持すべき設備以外	-
	の設備である熱交換器、1次冷却水精製系及び2次冷却設備について、水抜き及び閉止措置を	<u>.</u>
	<u>行い、漏えい防止対策とする。</u>	
	1.4 原子炉格納施 <u>設</u>	
	原子炉格納施設である原子炉建家は、原子炉建家外への放射性物質の漏えいを防止するため	<u>)</u>
	の障壁及び放射線遮蔽体として必要である。したがって、原子炉建家の維持管理を行う。	
	1.5 放射性廃棄物の廃棄施設	
	放射性廃棄物の廃棄施設は、管理区域内における汚染拡大を防止し、気体状及び液体状の放	c
	射性物質の環境への放出を抑制するために必要である。したがって、気体廃棄物の廃棄設備及	-
	び液体廃棄物の廃棄設備の維持管理を行う。	
	1.6 放射線管理施設	
	かり が	*
	管理区域内作業に係る放射線業務従事者の被ばく管理を行うために必要である。したがって、	-

変更前	変 更 後	備	考
	放射線管理施設の維持管理を行う。		
	1.7 その他の附属施設		
	1.1~1.6 以外で、廃止措置期間中の施設の維持に必要なその他の附属施設(給気設備、電		
	気設備のうち電灯設備等)についても、保安規定等に基づき気体廃棄物の廃棄対象となる施設		
	<u>の除染が終了するまでの期間、適切に維持管理を行う。</u>		
	1.8 検査・校正		
	廃止措置期間中に性能を維持すべき設備及び廃止措置に伴い保安のために講じる措置に用		
	いる設備は、安全確保上必要な性能及び性能を必要な期間維持できるよう適切な頻度で検査・		
	校正を行う。		
	1.9 その他の安全対策		
	1.9.1 管理区域の管理		
	1.5.1 日本区域の日本 管理区域は、汚染の除去が終了し管理区域を解除するまでの間、保安規定に基づく管理とし		
	て、区画、標識の設置、出入管理等を行う。		
	1.9.2 周辺環境に放出される放射性物質の管理		
	解体撤去中の原子炉施設から周辺環境に放出される放射性物質は、従来と同様に保安規定に		
	基づく管理を行う。保安規定に基づく管理として、放射性気体廃棄物については、排気設備運		
	転中連続して放射性物質の濃度測定を行い、放射性液体廃棄物についても、放出の都度、放射		
	性物質の濃度測定を行う。また、定期的に周辺監視区域の境界付近の空気吸収線量率の測定を		
	<u>行う。</u>		
	1.9.3 核物質防護		
	未使用燃料は新燃料貯蔵庫の燃料貯蔵棚に貯蔵中であるため、出入管理等、必要な核物質防		
	護措置を行う。		
	1.9.4 火災の防護設備の維持管理		
	1.5.4 人及の別談と聞いた行首を 保安規定等に基づき、消火器、自動火災報知設備等の火災の防護設備の維持管理を行う。		

変更前	変更後	備考
		法令改正に伴う見直
		日本 日
	添付書類六	
	1001.1 E 2007.	
	廃止措置に要する費用の見積り及び	
	その資金の調達計画に関する説明書	

変 更 前	変更後	備考
	1. 廃止措置に要する費用 廃止措置に要する費用の見積り額は、表6-1に示すとおり約100億円である。 2. 資金調達計画 一般会計運営費交付金、一般会計設備整備費補助金及び一般会計施設整備費補助金により充 当する計画である。	法令改正に伴う廃止 措置に要する費用及 び資金調達計画の追 加
	表6-1 廃止措置に要する費用の見積り額	
	<u>単位:億円</u>	
	施設解体費 廃棄物処理処分費 合計	
	<u>約53</u> <u>約47</u> <u>約100</u>	

変更前	変更後	備考
		法令改正に伴う見直
		l
	添付書類七	
	廃止措置の実施体制に関する説明書	
	近江11百~2天地径間(に関する配切)百	

変更前	変更後	備考
	1. 廃止措置の実施体制	
	<u>廃</u> 止措置においては、原子力科学研究所原子炉施設設置変更許可申請書及び保安規定に記載	法令改正に伴う廃止
	された体制の下で実施し、保安規定に廃止措置の業務に係る各職位の職務内容を明確にする。	措置の実施体制の追
	また、廃止措置の実施に当たり、その監督を行う者(以下「廃止措置施設保安主務者」という。)	加
	の選任及びその選任の基本方針に関する事項並びにその職務を保安規定において明確にし、廃	
	<u></u> 止措置施設保安主務者に廃止措置の保安の監督にあたらせる。	

変更前	変更後	備考
		法令改正に伴う見
		し
	添付書類八	
	廃止措置に係る品質マネジメントシステム	<u>4</u>
	<u>に関する説明書</u>	

変 更 前	変更後	備考
	1. 廃止措置に係る品質マネジメントシステム	
	廃止措置期間中における品質マネジメント活動は、「本文十二 廃止措置に係る品質マネジ	法令改正に伴う廃止
	メントシステム」を踏まえ、原子炉等規制法第35条第1項並びに試験炉規則第6条の3及び	措置に係る品質保証
	第15条第2項に基づき、保安規定において、理事長をトップマネジメントとする品質マネジ	計画の追加
	メント計画を定め、保安規定及び品質マネジメント計画書並びにその関連文書により廃止措置	
	に関する保安活動の計画、実施、評価及び改善の一連のプロセスを明確にし、これらを効果的	
	に運用することにより、原子力安全の達成・維持・向上を図る。	
	また、廃止措置期間中における品質マネジメント活動は、廃止措置における安全の重要性に	
	応じた管理を実施する。	
	「本文六 性能維持施設」に示す廃止措置期間中の性能維持施設その他の設備の保守等の廃	
	<u>止措置に係る業務は、この品質マネジメント計画の下で実施する。</u>	